

第 1 1 回西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

日時：平成 1 5 年 9 月 2 6 日（金）午後 1 時 3 0 分

場所：丹原町文化会館 小ホール

1 開会

2 会長あいさつ

3 議 事

（ 1 ）報告事項

報告第 4 0 号 住民説明会の報告について

報告第 4 1 号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会委員及び小委員会委員
の変更について

報告第 4 2 号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市名候補選定小委員
会報告について

報告第 4 3 号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市の事務所の位置検
討小委員会報告について

（ 2 ）継続協議事項

協議第 5 号 新市の名称について

協議第 3 2 号 各種事務事業（国民健康保険事業関係）の取扱いについて

協議第 3 3 号 各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱いについて

協議第 3 4 号 各種事務事業（福祉関係）の取扱いについて

協議第 3 5 号 各種事務事業（保健関係）の取扱いについて

協議第 3 6 号 各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その 2 ）について

協議第 3 7 号 各種事務事業（教育関係）の取扱い（その 1 ）について

協議第 3 8 号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第 3 9 号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第 4 0 号 特別職の職員の身分の取扱いについて

(3) 新規協議事項

協議第 4 1 号 補助金・交付金等の取扱い(その 2) について

協議第 4 2 号 町名・字名の取扱いについて

協議第 4 3 号 各種事務事業(農林水産関係) の取扱いについて

協議第 4 4 号 各種事務事業(商工観光関係) の取扱いについて

協議第 4 5 号 各種事務事業(都市計画関係) の取扱いについて

協議第 4 6 号 各種事務事業(建設事業関係) の取扱いについて

4 その他

(1) 第 1 2 回会議の開催日時について

5 閉会

○出席委員

伊藤 宏太郎	青野 勝	渡部 高尚	塩出 皓治
石川 昭司	近藤 経美	北野 英昭	戸田 健一
伊藤 孝司	越智 宏司	徳永 英光	徳永 求
井上 豊實	荃田 元近	岡田 初	佐伯 出
塩崎 武司	久門 渡	瀬川 政子	渡邊 良一
山内 サダ子	森川 義彦	越智 哲雄	渡部 仁志
服部 和子	青野 久美	玉井 泰三	有馬 馨
山ノ内盈裕			

○ 欠席顧問

玉井 実雄	藤田 光男	渡部 浩	明比 昭治
-------	-------	------	-------

真鍋局長	それでは、ただ今から西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の第１１回会議を開会いたします。 開会に当たりまして、合併協議会の会長からごあいさつを申し上げます。
伊藤会長	皆さん、こんにちは。 開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。 本日は、委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席賜りましてまことにありがとうございます。 また、後ほどご報告いたしますが、先般、小松町議会の選挙がございまして、議会構成がなされました。８月２５日付で議会からの代表として、委員にご就任いただきました徳永求議長さん、佐伯出議員さんには、今後ともよろしくお願い申し上げますとともに、このたびの選挙でご再選されましたこと、まことに心からお喜び、おめでとうを申し上げます。 次に、丹原町議会の議会構成によりまして、議長さんに徳永英光議員が、議会選出委員に岡田初議員がご就任されました。お二方におかれましては引き続いて協議会委員をお引き受けいただきますが、今後ともどうかよろしくお願いいたします。 さて、委員の皆様にはご承知かと思いますが、合併に関する協議状況につきまして、８月１８日から９月５日の間、各市町の主催で住民説明会を実施いたしました。説明会では、合併協議に関します多くの質問にもお答えをいたしまして、一定の理解はしていただいたのではないかと、このように考えております。後ほど事務局からその内容につきましてご報告いたしますが、要望や厳しいご意見等

伊藤会長	もいただいておりますので、合併協議に当たりまして、ぜひともご参考にしていただきたいと、このように存じます。 本日は、新市の名称について、小委員会からの報告をご承認いただけますれば、追加案件といたしまして、ご提案をさせていただきたい、このように考えております。 このことから、本日の案件は、追加の案件を含めまして、報告案件 4 件、協議案件 16 件の計 20 件の議題を予定しております。案件も多くありますことから、時間の方もかなり長くなるかと思いますが、何卒忌憚のないご意見をお願いいたしますとともに、精力的なご協議にもご協力をお願いいたします、ごあいさつとさせていただきます。 本日は、よろしくお願いいたします。
真鍋局長	ありがとうございました。 これから議事に入ります前に、先ほど会長からも申し上げましたが、協議会委員に変更がございましたので、ご紹介をさせていただきます。 まず、8 月に小松町議会の議会構成に変更がございまして、このたび小松町議会議長に徳永求様をご就任されております。また、小松町議会の議会選出委員といたしまして、佐伯出様が再任されております。そして、9 月に丹原町の議会構成によりまして、丹原町議会議長に徳永英光様をご就任されております。また、丹原町議会の議会選出委員といたしまして岡田初様をご選任されております。以上、4 名の委員の方が変更となっております。 それでは、このたび、協議会委員になられました方々にごあいさ

真鍋局長	つをお願いをいたします。
	まず、小松町議会議長の徳永様、よろしくお願いを申し上げます。
徳永（求）委員	ただいま事務局の方からご紹介いただきました徳永でございますが、8月の議会改選後の議会構成によりまして、議長を命じられました徳永でございます。よろしくお願いいたします。
	（拍 手）
真鍋局長	ありがとうございました。
	続きまして、佐伯様、よろしくお願いを申し上げます。
佐伯委員	ただいま事務局からご紹介されました小松町議会の佐伯でございます。よろしくお願いします。
	（拍 手）
真鍋局長	ありがとうございました。
	続きまして、丹原町議会議会の徳永様、ごあいさつをお願い申し上げます。
徳永（英）委員	今度、丹原町議会の議長として、皆さんと一緒にやっていきたいと思っております。役職は変わりましたが、中身は一つ一緒でございますので、今までどおりひとつご指導のほどお願いいたします。終わります。

	(拍 手)
真鍋局長	ありがとうございました。 続きまして、岡田様、よろしくお願いをいたします。
岡田委員	丹原町の岡田でございますが、続いてお世話になります。よろしくお願いを申し上げます。
	(拍 手)
真鍋局長	ありがとうございました。 それでは、ただいまから議事に入りたいと思いますが、会議の議長は、合併協議会規約第 10 条第 2 項の規定によりまして、会長が務めることとなっておりますので、議長を会長にお願いいたします。 なお、ご発言の際に、挙手をいただければ、事務局職員がマイクをお持ちいたしますので、それをご使用していただきますようお願いを申し上げます。 また、本日の委員参加数は、委員 29 名全員でございますので、本日の会議は成立しておりますことをまずご報告申し上げます。 また、報道関係者から撮影の申請がありましたので、許可しておりますことをあわせてご報告申し上げます。 それでは、会長、議長をよろしくお願い申し上げます。
伊藤議長	それでは、規約に基づきまして、議長を務めさせていただきたいと思っております。お願いをいたします。

伊藤議長	まず、早速、会議次第の３、議事に入らせていただきます。 報告第４０号「住民説明会の報告について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
真鍋局長	議長。
伊藤議長	はい。
真鍋局長	それでは、第１１回会議資料の２ページをお開きください。 報告第４０号「住民説明会について」、ご報告をいたします。 先般、２市２町が開催いたしました住民説明会での住民の意見や要望を合併協議に反映していただくために報告するものでございます。 A４版のちょっとごつい資料になりますが、住民説明会報告書をご覧いただきたいと思います。 まず１ページをお開きください。 １の目的ですが、住民説明会は、２市２町の主催により新市建設計画（素案）や西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会のこれまで１年２ヶ月に及ぶ協議の状況を住民に説明し、合併に対する理解を深めていただくとともに、行政と住民との意見交換の場を設け、住民の意見や提言等を新市建設計画や合併協議に反映するために開催いたしました。 ２の説明事項等でございますが、合併に関する意向調査結果の概要、新市将来構想（ダイジェスト版）、新市建設計画（素案）、合併協議会会議状況報告書を説明いたしました。

真鍋局長	3の日程及び参加者数ですが、西条市12会場、東予市9会場、丹原町5会場、小松町2会場の合計28会場で開催いたしまして、参加総数は1,681人でした。詳細については表をご覧くださいと存じます。 次に、4の質疑等の総括ですが、2市2町主催の住民説明会で出された全体的な質疑、意見等の数は480件でした。それを15項目に分類し、抜粋整理したものを2ページから10ページに載せております。 まず、2ページの(1)でございますが、新市の名称については、新市名に対する考え方などに関して質疑や要望がありました。 次に、3ページの(2)ですが、新市の事務所の位置では、新庁舎の位置や総合支所方式の窓口対応はどうか、また新庁舎建設の要否、駐車場の確保などの意見がありました。 (3)の将来構想・新市建設計画では、財政効果に関することや主要事業の内容、合併特例債の考え方、将来の財政見通しなどについての意見が主体でありました。 次に、4ページ、(4)の企画関係では、地域審議会の機能や住民の声を反映する組織などに関して質疑や意見がありました。 (5)の財務関係では、合併後の財政の見通しや入湯税の導入、個人市民税均等割の税率に関する意見や質疑などがありました。 次に、5ページですが、(6)の総務関係では、住居表示方法や、行政連絡機構の考え方、また、住民生活に関連のある事項に関する意見や要望がありました。 次に、6ページ、(7)の住民関係では、各種証明等の交付窓口の利便性の向上や、手数料に関することなどについて質疑や要望が

真鍋局長	ありました。 (8)の福祉関係では、高齢者福祉の向上や、子育て環境の充実、また、公共交通機関の確保やコミュニティバスの導入などについての意見や要望がございました。 (9)の産業経済関係につきましては、石鎚山やまつりなどの観光資源の活用方法や、土地改良区への補助、林道整備など、地域における産業振興について、意見や要望がありました。 次に、7ページ、(10)になりますが、都市計画関係では、線引き廃止に伴う土地利用や許認可権限の移譲に関すること。また、市営住宅の建設や家賃などについて質疑や要望がありました。 (11)の建設関係については、東予有料道路無料化の見通しや、道路河川整備事業について質疑がありました。 (12)上下水道関係につきましては、水道使用料の格差や地下水の保全について、また、下水道整備計画について質疑や意見がございました。 (13)教育関係では、通学区域の見直しや、公民館の利活用方法、また、学校給食方式の継続や幼稚園の授業料に関する意見や要望がございました。 次に、8ページでございますが、(14)の議会関係では、在任特例適用についての考え方や、また定数や在任期間と議員報酬に関することなどの意見がございました。 9ページ、(15)その他につきましては、郵便番号や電話番号、また合併のメリット、デメリット等についての多くの意見が出されました。 以上、意見、質問は、全般として、新市建設計画に関すること、

真鍋局長	財政問題及び議員の在任特例に関することが多く出されたように思います。その詳細につきましては、１１ページ以降の各市町別の住民説明会会議概要のとおりであります。各委員さんには、前もってご送付いたしておりますので、既にお目通しいただいているものと存じますので、説明は割愛させていただきます。 なお、これらの意見のうち、新市建設計画に反映するものにつきましては、新市建設策定小委員会でご審議を願うこととしております。 以上で、住民説明会報告書の説明を終わります。
伊藤議長	ただいま事務局から報告がありました報告第４０号「住民説明会の報告について」でございますが、各市町の住民説明会におきまして、住民の方々の様々なご意見がございました。協議会委員の皆様におかれましては、この住民の方々のご意見を受けとめ、この協議会での協議に反映していただきたいと思います。 以上で、報告第４０号の報告を終えます。ご了承賜りたいと思います。 次に、報告第４１号「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会委員及び小委員会委員の変更について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
倉田次長	議長。
伊藤議長	総務班長。

倉田次長	お手元の会議資料３ページ、４ページにわたりますが、お願いいたします。 報告第４１号「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会委員及び小委員会委員の変更について」、ご報告をいたします。 先ほどご紹介いたしましたように、８月の小松町議会選挙により、８月２５日付で議会の構成がございまして、議長に徳永求様、議会選出議員に佐伯出様がご就任されました。また、丹原町議会におきましても、９月１１日付で議会の構成が行われまして、議長に徳永英光様、議会選出議員に岡田初様がご就任されました。 このことから、規約第７条第２号及び３号に定めます協議会委員に小松町委員にあっては、８月２５日付、丹原町委員にあっては９月１１日付でそれぞれ資料のとおりご就任されました。 あわせて、小委員会規程に定めます委員にもお手元の資料のとおり変更が出てまいりますので、ご報告をするものでございます。 よろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
伊藤議長	以上で、報告第４１号「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会委員及び小委員会委員の変更について」の報告を終わります。 ご了承賜りたいと思います。 次に、報告第４２号「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市名候補選定小委員会報告について」を議題といたします。 小委員会委員長より報告を求めます。
井上委員長	議長。

伊藤議長	井上委員長。
井上委員長	新市名候補選定委員の井上でございます。 第 8 回新市名候補選定小委員会の審査の概要について、ご報告を申し上げます。 第 1 1 回会議資料の 6 ページをお願いいたします。 第 8 回小委員会は、8 月 2 3 日土曜日、午後 1 時 3 0 分から丹原町文化会館で開催をされました。 まず、審議事項 「新市の名称候補最終選定について」を議題といたしました。 初めに、事務局から資料でございます第 2 次選定結果の報告と最終選定の方法についての説明があり、審議に入りました。 最終選定の審議に当たり、まず、新市名候補の中の同一名称で表記の違う名称の取扱いについて審議を行いました。 資料の 7 ページをお願いいたします。 委員から、「応募数の多い順に 5 作品を選ぶべきである。最終選定の名称候補に同じ読み仮名の名称がいくらあっても良いと考える。応募された方の意思であるから、同じ読み仮名の名称であっても別のものである。」という意見がございました。また、他の委員の方もすべて同じ意見でありましたので、委員にお諮りしましたところ、同一名称で表記の違う名称については、別の名称として取り扱うことで、全員異議なく一致をいたしました。 この後、新市名候補の最終選定の審議に入りました。 委員から、「第 2 次選定では、住民の意思の反映ということで応募数の多い順に 1 0 作品を選定したのだから、最後まで住民の意思

井上委員長	を反映することを慎重にすべきであると思う。応募数の多い順に選定すると、漢字の石鎚市とひらがなのいしづち市が選定されるが、それぞれこの名称は応募過程が違うわけだから、応募数の多い順に 5 作品を選定すべきである。」また、他の委員も全員同じ意見でございましたので、委員にお諮りいたしましたところ、第 2 次選定の 10 作品の中から、民意を反映することを第 1 の基本して、応募数の多い順の西条市(1 万 8, 0 6 1 票)、漢字、石鎚市(2, 7 3 9 票)、ひらがな、いしづち市(1, 0 0 1 票)、道前市(5 3 1 票)、ひうち市(4 2 7 票)の 5 作品を選定することで全員異議なく一致をいたしました。 次に、小委員会での実質審議が終了しましたことから、事務局から 2 件の案件につきまして追加提案がありました。 まず、審議事項 「新市名候補選定小委員会結果報告について」が提案され、事務局から資料の説明の後、審議に入り、委員から、「選定理由などもろもろあると思うが、十分まとめられた内容となっているので、事務局で作成した報告書(案)でよいと思う。」との意見があり、他の委員からも同じ意見の発言がございましたので、委員にお諮りしましたところ、事務局(案)の報告書の内容で全員異議なく一致をいたしました。 本日の会議資料として送付されております新市名候補選定小委員会報告書をご覧ください。 ご覧になられている報告書が、第 8 回小委員会で審議した結果でございます。報告書の内容につきましては、この報告の後、ご説明を申し上げます。 次、会議資料の 8 ページをお願いいたします。

井上委員長	次に、審議事項 「懸賞の決定方法について」が提案され、まず、事務局より資料の説明があり、審議に入りました。 その内容につきましては、資料をご参照いただきたいと思います。 資料の９ページをご覧ください。 委員から、「事務局案のとおりでよい」との意見があり、他の委員も同じ意見でありましたので、委員にお諮りいたしましたところ、事務局案の内容で、全員異議なく一致をいたしました。 最後に、その他といたしまして、新市名候補選定小委員会の解散についてでございます。 まず、事務局より、新市名候補選定小委員会の所掌事項はすべて終了したが、協議会への報告及び質問事項への対応、また、協議会から検討事項に依頼などが発生する場合も想定して、協議会で新市名が決定され、応募者の懸賞もすべて終了した時点で、小委員会を解散したいとの旨の提案があり、委員にお諮りしましたところ、委員全員の下承をいただきました。 以上で、第８回新市名候補選定小委員会の報告を終わります。 続きまして、新市名候補選定小委員会に協議会から付託されました新市名候補の選定結果の報告を行います。 新市名候補選定小委員会報告書をご覧ください。 報告書の１ページをお願いいたします。 新市名候補選定小委員会は、平成１４年１０月７日に開催された第１回西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会において、新市名候補の選定に関する事項について、調査または審議を行うため設置されました。小委員会委員は、２市２町の議会選出委員１名と、学識経験者１名が選任され、計８名で構成をされました。

井上委員長	小委員会は、協議会より付託されました新市名候補の選定を審議するため８回開催をされました。新市の名称は、新市の顔といえるものであり、新市にふさわしい名称とするため、全国公募により新市の名称を募り、公募された名称の中から小委員会で新市名候補５作品を選定し、協議会へ提案することとなりました。 小委員会では、公募するに当たり募集要領、選定基準等を審議、決定し、５月２０日から６月２０日の間で公募を行いました。公募の結果、全国から３万７９７件という多数の応募がございました。 応募された名称から新市名候補を選定するに当たり、小委員会では民意の反映を最も重視し、絞込みを行いました。第１次選定では、選定基準に基づき、各小委員会委員が１０作品以内を選定し、第２次選定では、第１次選定で選定された新市名候補で応募の多い順から１０作品を選定し、最終選定においても、委員一同、同じ考え方、応募数の多い順から選定し、西条市、石鎚市、同じくいしづち市、道前市、ひうち市の５作品を選定するに至りました。 以上の結果、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会から付託された新市名候補の選定について、新市名候補選定小委員会での審議を終了いたしましたので、ここに報告書をもって報告するものでございます。 報告書の２ページをご覧ください。 ２ページから３ページには、小委員会で選定しました新市名候補５作品とその選定理由をお示しをしております。内容につきましては、資料をご参照ください。 報告書の４ページをご覧ください。 新市名候補選定小委員会審議経過の概要等をお示しをしております

井上委員長	す。内容につきましては資料をご参照いただければありがたいと思います。 報告書の５ページをご覧ください。 ５ページから１２ページには、新市名候補選定小委員会審議結果の概要をお示ししております。小委員会で審議、決定され、協議会においてご承認をいただいた内容等をお示しをしております。詳細な内容につきましては、資料をご参照をいただきたいと思います。 報告書の１３ページをご覧ください。 新市名候補選定小委員会の委員名簿を添付させていただいております。 以上で、新市名候補選定小委員会に協議会から付託されました新市名候補の選定に関する事項についての結果報告を終わります。 よろしくご協議のほどをお願い申し上げます、終わりいたします。
伊藤議長	ありがとうございました。 ただいま井上委員長から報告第４２号として、第８回の新市名候補選定小委員会報告と協議会から新市名候補選定小委員会に付託されておりました新市名候補の選定について、本日その結果報告として、新市名候補５候補の報告がございました。新市名候補選定小委員会の井上委員長を初め、小委員会委員の方々には、協議会を代表いたしまして、厚く御礼を申し上げたいとこのように存じます。 さて、報告されました新市名候補５候補については、この協議会におけるご承認が必要かと思います。その点を踏まえまして、本件に対するご質問、ご意見等ございましたら、どうぞご発言をお願いいたしたいと、このように思います。

伊藤議長	ご意見がございますれば、どなたからでもご発言をいただきたいと、このように存じます。特段ございませんか。 (「なし」の声あり)
伊藤議長	それでは、協議会から新市名候補選定小委員会に付託いたしました新市名候補の選定につきましては、ただいま報告がございました5候補ということで、ご了承いただいたものとさせていただきます。 なお、ご了承いただきましたので、先ほど私の冒頭あいさつの中でも申し述べさせていただきましたが、後ほど追加提案といたしまして、新市の名称についてを提案させていただきたいと思います。ご了承願います。 次に、報告第43号「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市の事務所の位置検討小委員会報告について」を議題といたします。 小委員会の委員長より報告を求めます。
越智副委員長	議長。
伊藤議長	越智委員長。
越智副委員長	新市の事務所の位置検討小委員会副委員長の越智宏司でございます。 当委員会の委員長は、岡田初氏でありましたが、先ほどの委員の変更の報告がございましたように、丹原町議会の議会構成により、

越智副委員長	小委員会委員の変更がございまして、現在、小委員会の委員長が空席となっております。 したがいまして、小委員会規程第４条第４項の規程に基づきまして、副委員長であります私が、小委員会の結果報告をさせていただきます。 それでは、まず、第７回の新市の事務所の位置検討小委員会のご報告をいたします。 会議資料１１ページをお開きください。 まず、第７回小委員会の報告であります。８月２３日午前１０時から丹原町文化会館で開催され、第５回小委員会に提案され、継続審議となっておりました「事務所の位置」及び第６回小委員会に提案され、継続審議となっておりました「新庁舎の建設の場所」の２件につきまして審議を行いました。 審議事項 「事務所の位置について」を議題といたしましたが、住民説明会が各地で開催されている状況であったため、住民説明会における住民の意見も参考にして決定すべきではないかという意見で一致いたしまして、継続審議とすることが了承されました。 次に、審議事項 「新庁舎建設の場所について」を議題とし、審議を行いました。委員から出された意見は、資料に記載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。大きく分けると次の３つの意見に分けられました。 １ 新庁舎建設の場所は西条市内とする。 ２ 新庁舎建設の場所は西条市内とする。ただし、４市町からの交通事情や住民の利便性を考慮し、現在の西条市役所より西の地域で、主要幹線沿いに適地を求めて建設するものとする。

越智副委員長	3 新庁舎建設の場所については、新市の成立後、市民の利便性、地域の一体性の確立及び地域の振興、地域のバランスなども十分考慮し、検討するものとする。 以上の意見について審議の結果、全員一致の意見とはならなかったため、継続審議となりました。 以上が、第7回新市の事務所の位置検討小委員会の報告であります。 続きまして、第8回小委員会の結果報告をいたします。 会議資料の13ページをお開きください。 第8回小委員会は、9月6日午後1時30分から小松町役場で開催され、継続審議となっておりました「事務所の位置」及び「新庁舎の建設の場所」についての2件について審議を行いました。 まず、審議事項 「事務所の位置について」を議題とし、審議を行いました。住民説明会でも余り意見が出なかったようであり、これまでの審議で小委員会としての論議は尽くされ、大方の委員の意見は、「新庁舎建設までの間の本庁の位置は、現在の西条市役所とする。」という意見でありましたので、小委員会としての結論を出すことを提案しましたが、委員から、中心部と周辺部の格差が広がることに対する不安や西条市への吸収合併ではないかという住民の不安を払拭するために、現在の東予市役所を本庁とすることが望ましいという意見が出されました。 また、東予市市役所を本庁とする方が、庁舎規模は西条市役所に劣るが、地理的に中心地域であり、駐車場の規模に関しては住民サイドから見ると、東予市役所の方が利便性があるという選定理由についての説明があり、審議を行いました。

越智副委員長	なお、委員より、この意見の取扱いにつきましては、正副委員長に任せるということでしたので、当初は、挙手による採決を行いましたが、小委員会の決定は、全委員一致が望ましいと委員からの意見があり、再度協議を行いました。 その結果、事務所の位置につきましては、「新庁舎建設までの間の本庁の位置は西条市役所とする。」ということで、小委員会委員全員の意見がまとまりましたことを報告いたします。 また、委員から駐車場の増設を付帯決議としてほしいという意見が出されましたが、審議の結果、付帯決議ではなく、要望として取り扱うことといたしました。 次に、審議事項 「新庁舎建設の場所について」を議題とし、審議を行いました。 委員から、新たに意見が出されましたが、資料にありますように、前回の３案と同様であり、全員一致の意見とすることは難しい状況であったことと、委員からもう少し住民や議会の意見を聞きたいので継続審議としてほしいという意見がありましたので、継続審議となりました。 また、次回の第９回小委員会では、結論を出して小委員会報告書をまとめることを確認いたしました。 以上が、第８回新市の事務所の位置検討小委員会の報告であります。 以上、よろしくお願いいたします。
伊藤議長	ありがとうございました。 私、先ほど委員長と申し上げましたが、副委員長であったことを

伊藤議長	訂正させていただきます。 ただいま越智副委員長からありました報告第４３号につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたら、ご発言いただきたいと思います。いかがでございますか。 （「なし」の声あり）
伊藤議長	どなたも特段のご発言がないようであります。 特になければ、本件、ご了承をお願いをいたします。 次に、継続協議事項となっております協議第３２号「各種事務事業（国民健康保険事業関係）の取扱いについて」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
白石次長	議長。
伊藤議長	はい、第２調整班長。
白石次長	協議第３２号継続協議「国民健康保険事業関係の取扱いについて」、説明をいたします。 お手元の第１１回会議資料１６ページをご覧ください。 調整方針案といたしましては、国民健康保険税。 １ 税率（医療・介護）については、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 また、急激な負担増を緩和するため、財政支援措置を講ずること

白石次長	とし、その額については、保険給付費等の状況を勘案しながら調整する。なお、期間は、平成１７年度から３年間を目安とする。 ２ 軽減措置については、西条市、東予市及び丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 ３ 納期については、東予市、丹原町の例を基本とし調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 保健・医療費助成事業。 １ 短期人間ドッグ・脳ドッグの対象者、助成割合については、次の内容で調整する。ただし、合併する年度はそれぞれの旧市町の例による。 （１）短期人間ドッグの対象者については、西条市の例により調整する。 （２）脳ドッグの対象者については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。 １７ページをご覧ください。 （３）短期人間ドッグと脳ドッグの重複受診の可否については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。 （４）短期人間ドッグ・脳ドッグ助成割合については、西条市、東予市及び丹原町の例により調整する。 ２ はり・きゅう助成事業については、東予市の例により調整する。 保険貸付事業。 １ 高額療養費貸付事業については、西条市の例により調整する。 ２ 出産費貸付事業については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。

白石次長	出産・葬祭に関する任意給付事業。 1 出産・育児一時金給付事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 2 葬祭費給付事業については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。 ということで、ご提案を申し上げます。 この調整方針案について、協議会でご確認をいただくものでございます。 お手元の大きい資料でございますが、A 3 大の付属資料の（その1）の1ページから5ページに個々の項目ごとに、2市2町にかけます現況と調整内容をお示ししておりますので、ご覧をいただきたいと思います。 詳しい内容につきましては、前回第10回の協議会で説明しており、重複しますので、省略をさせていただきます。 以上で説明を終わります。 よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました協議第32号につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、ご発言願います。 （「なし」の声あり）
伊藤議長	それでは、特段ご意見もないようであります。 それでは、協議第32号「各種事務事業（国民健康保険事業関係）の取扱いについて」は、調整方針（案）のとおり確認させていただ

伊藤議長	いたものといたします。 次に、同じく継続協議事項となっておりました協議第３３号「各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱いについて」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
矢葺次長	議長。
伊藤議長	第１調整班長。
矢葺次長	協議第３３号「各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱い」継続分についてご説明いたします。 会議資料の１８ページをお開きください。 このことにつきましては、前回の協議会に提案いたしました協議項目で、継続協議となっているものでございます。 調整方針案は、介護保険事業計画。 介護保険事業計画については、新市移行後、速やかに統一した事業計画を策定する。 介護保険運営協議会。 介護保険運営協議会については、西条市の例により調整する。ただし、委員定数、任期等については、合併時に調整する。 介護認定調査、介護認定審査会。 １ 介護認定調査については、公平公正な調査が行われるよう、合併時に調整する。 ２ 介護認定審査会については、公平公正な構成な審査が行われ

矢葺次長	るよう、合併時に調整する。 保険給付。 1 介護給付及び予防給付については、現行のとおりとする。 2 市町村特別給付については、サービスの低下にならないよう高齢者福祉事業で対応する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。 次のページをご覧ください。 介護保険料の賦課徴収。 1 保険料については、介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し、統一する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 2 賦課期日・納期については、国民健康保険税の納期を考慮し、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 低所得者対策（介護保険料軽減措置）。 低所得者対策（介護保険料軽減措置）については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 以上ご提案しており、ご確認をいただくものでございます。 説明資料につきましては、A 3 版の会議付属資料（その 1）の 7 ページから 13 ページに、また 14 ページには関係法令を、15 ページには先例地の事例をお示ししております。説明は前回の説明と重複いたしますので、省略させていただきます。 以上、簡単ではございますが、ご説明いたしました。ご協議よろしく願いいたします。

伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました協議第３３号につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、ご発言願います。 (「異議なし」の声あり)
伊藤議長	異議なしの声あり、特段ご意見もなしということであります。 したがって、協議第３３号「各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱いについて」は、調整方針案のとおり確認させていただいたものいたします。 次に同じく継続協議事項となっております協議第３４号「各種事務事業（福祉関係）の取扱いについて」を議題いたします。 事務局より説明を求めます。
白石次長	議長。
伊藤議長	白石班長。
白石次長	協議第３４号継続協議「各種事務事業（福祉関係）の取扱いについて」説明をいたします。 お手元の第１１回会議資料の２０ページをご覧ください。 ２０ページと２１ページに調整方針案を掲げております。 １ 高齢者福祉。 (１) 高齢者保健福祉計画については、新市移行後、速やかに統一した計画を策定する。 (２) 生きがい活動支援通所事業については、新市移行後、速や

白石次長	かに調整する。 (3) 介護用品支給事業の実施方法については、西条市、小松町の例により調整する。事業内容については、小松町の例により調整する。利用対象者については、在宅の要介護 1 から 5 に認定された介護保険の被保険者または 6 ヶ月以上の寝たきり者等であって、おむつ等を必要とする者とする。 利用者負担については、西条市、丹原町及び小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 (4) 高齢者タクシー料金助成事業については、西条市の例により調整する。 (5) 激励介護事業については、西条市の例により調整する。 (6) 長寿者等表彰事業については、西条市の例により調整する。 金婚夫婦表彰については、敬老会で実施するものとして調整する。ただし、合併する年度はそれぞれの旧市町の例による。 (7) 敬老祝金支給事業については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 21 ページをご覧ください。 (8) 敬老会の実施方法については、西条市の例により調整する。対象者については、西条市、東予市の例により調整する。 実施時期については敬老月間中に開催することとして調整する。 88 歳以上の記念品については、西条市の例により、金婚記念品については、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度はそれぞれの旧市町の例による。 2 障害者福祉。 (1) 障害者等に対する公共施設使用料の減免については、西条

白石次長	市の例により調整する。 (2) 在宅寝たきり等心身障害者(児)介護手当については、西条市の例により調整する。 (3) 重度障害者(児)のタクシー利用助成事業については、東予市の例により調整する。 (4) 障害者紙おむつ支給事業については、丹原町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 (5) 在宅心身障害者見舞金支給事業については、廃止の方向で検討する。 (6) 重度心身障害者医療費助成事業については、東予市の例により実施し、随時調整する。 3 児童福祉。 (1) 放課後児童クラブ運営事業の対象児童については、西条市の例により、実施時間については、東予市の例により、費用負担については、西条市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 指導員の配置基準については、新市移行後、速やかに調整する。 (2) 保育所の保育料については、国の徴収基準額を基に、東予市の例を基本として調整する。ただし、合併する年度は、それぞれ旧市町の例による。 (3) 一時保育促進事業の公立保育所の実施分については、現行のとおりとする。私立保育園実施分については、当分の間現行どおりとし、随時調整する。 (4) 延長保育促進事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

白石次長	(5) 乳幼児医療費助成事業については、東予市の例により実施し、随時調整する。 4 母子福祉。 (1) 母子家庭及び父子家庭小口資金貸付事業については、丹原町の例を基本に調整する。保証人については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 (2) 母子家庭等児童入学支援金支給事業については、新市移行後、速やかに西条市の例により調整する。 5 その他福祉。 (1) 婦人相談・保護に関することについては、西条市の例により調整する。 (2) 災害見舞金支給事業（単独事業）については、西条市の例により調整する。 (3) 戦没者追悼式等（慰霊祭）については、西条市の例にならない合同慰霊祭として実施することとし、実施日、場所等については、新市移行後、速やかに調整する。 ということで、ご提案を申し上げます。 この調整方針案について、協議会でご確認をいただくものでございます。 別冊になりますが、お手元の A 3 大の付属資料（その 1 ）の 1 6 ページから 4 3 ページに個々の項目ごとに、2 市 2 町における現況と調整内容をお示しをしておりますので、ご覧をいただきたいと思います。 詳しい内容につきましては、前回第 1 0 回の協議会で説明しております。重複しますので、省略をさせていただきます。

白石次長	以上で説明を終わります。よろしくご協議くださいますようお願い申し上げます。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました協議第３４号につきまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。 (「なし」の声あり)
伊藤議長	特段ご意見もないようであります。 それでは、協議第３４号「各種事務事業（福祉関係）の取扱いについて」は、調整方針案のとおり確認させていただいたものいたします。 次に、同じく継続協議事項となっておりました協議第３５号「各種事務事業（保健関係）の取扱いについて」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
白石次長	議長。
伊藤議長	第２調整班長。
白石次長	協議第３５号継続協議「各種事務事業（保健関係）の取扱いについて」、説明申し上げます。 第１１回会議資料の２２ページをご覧ください。 調整方針案としましては、１ 健康教育（母子保健）。 (１) 母親・両親学級の対象については、西条市、東予市の例に

白石次長	より調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。内容、回数については、新市移行後、速やかに調整する。 (2) 離乳食講習会については、4 ヶ月児検診にあわせて実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 2 健康診査 (母子保健) 。 (1) 妊婦一般健康診査については、現行のとおりとする。 (2) 乳児一般健康診査の受診票の交付時期については、新市移行後、速やかに調整する。対象については、前期 (5 ～ 6 ヶ月) 、後期 (9 ～ 10 ヶ月) とする。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 (3) 乳児健康診査の対象については、西条市、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。健診内容、回数については、新市移行後、速やかに調整する。 (4) 1 歳 6 ヶ月児健康診査・3 歳児健康診査の対象については、西条市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。健診内容、回数については、新市移行後、速やかに調整する。 23 ページをご覧ください。 3 健康相談 (母子保健) 。 乳幼児健康相談については、対象月数を決めず、乳幼児健康相談として、各保健センターで毎月 1 回実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。内容については、新市移行後速やかに調整する。 4 健康教育 (老成人保健) 。 (1) 集団健康教育については、新市移行後、速やかに調整する。

白石次長	(2) 個別健康教育については、高血圧、高脂血症、糖尿病を統一して実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 5 健康診査（老成人保健）。 健康診査については、健康診査の種類、対象年齢を統一して実施する。 徴収金については、西条市の例により調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 6 健康相談（老成人保健）。 (1) 総合健康相談、重点健康相談については、新市移行後速やかに調整する。 (2) 介護家族健康相談については、新市移行後速やかに、総合健康相談を活用するよう調整する。 7 予防接種。 予防接種については、西条市の例により調整する。 8 保健センターの管理運営。 現行のまま 4 保健センターを新市に引き継ぎ、合併時に調整する。 9 中川診療所。 中川診療所については、現行のまま新市に引き継ぐ。 ということで、ご提案を申し上げます。 この調整方針案について、協議会でご確認をいただくものでございます。 別冊になりますが、お手元の A 3 大の付属資料（その 2）の 1 ページから 28 ページに個々の項目ごとに、2 市 2 町におけます現況と調整内容をお示ししておりますので、ご覧をいただきたいと存じ

白石次長	ます。 詳しい内容につきましては、前回の第１０回の協議会で説明をしておりますので、省略をさせていただきます。 以上で説明を終わります。よろしくご協議くださいますようお願い申し上げます。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました協議第３５号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。 （「なし」の声あり）
伊藤議長	はい、特段ないようであります。 それでは、協議第３５号「各種事務事業（保健関係）の取扱いについて」は、調整方針（案）のとおり確認させていただいたものいたします。 次に、同じく継続協議となっておりました協議第３６号「各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その２）について」を議題いたします。 事務局より説明を求めます。
矢葺次長	議長。
伊藤議長	第１調整班長。
矢葺次長	協議第３６号「各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その２）」

矢葺次長	継続協議分について、ご説明いたします。 会議資料の２４ページをお開きください。 このことにつきましては、前回の第１０回協議会に提案いたしました協議項目で、継続協議となっているものでございます。 調整方針案は、消防団の組織については、西条市、東予市、丹原町及び小松町の消防団の代表者と協議しながら、合併時に統合する。 西条市、東予市、丹原町及び小松町の消防団員は、すべて新市の消防団員として引き継ぐ。 団長及び副団長の選任については、合併時に調整する。 団員定数については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市移行後計画的に調整する。 以上、ご提案しており、ご確認をいただくものでございます。 説明資料につきましては、会議付属資料Ａ３版の（その２）の３０ページに、また３１ページには関係法令、先例地の事例をお示ししております。 説明は、前回の説明と重複いたしますので、省略させていただきます。 以上、簡単ではございますが、ご説明いたしました。ご協議よろしく願いいたします。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました協議第３６号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。 （「なし」の声あり）

伊藤議長	ご意見もなしであります。 それでは、協議第３６号「各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その２）について」は、調整方針（案）のとおり確認させていただいたものといたします。 暫時休憩をいたします。 （ 休 憩 ）
伊藤議長	それでは、再開いたします。 次に、同じく継続協議事項となっておりました協議第３７号「各種事務事業（教育関係）の取扱い（その１）について」を議題いたします。 事務局から説明を求めます。
矢葺次長	議長。
伊藤議長	はい、第１調整班長。
矢葺次長	協議第３７号「各種事務事業（教育関係）の取扱い（その１）」継続協議分について、ご説明いたします。 会議資料の２５ページをお開きください。 このことにつきましても、前回の協議会に提案いたしました協議項目で、継続協議となっているものでございます。 調整方針案は、市立小・中学校の通学区域。 市立小・中学校の通学区域については、新市移行後も当分の間現

矢葺次長	行どおりとし、随時調整する。 奨学金貸付事業。 奨学金貸付事業については、西条市の例を基本として、新たな制度を創設する。ただし、合併する年度は現行のとおりとする。なお、合併する年度までに貸付を決定したものについては、引き続き西条市の例による。 国際理解教育事業（海外派遣事業）。 国際理解教育事業（海外派遣事業）については、新市移行後も事業を継続し、実施する。ただし、事業内容等については、新市移行後、速やかに調整する。 学校給食の実施。 1 調理法式については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 2 6ページをご覧ください。 2 給食費については、新市移行後、速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 3 光熱水費の負担方法については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 4 保存食代の負担方法については、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 幼稚園管理運営。 1 定数、学級数については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 2 入園料は、小松町の例により調整し、授業料は国立幼稚園の例に準じ調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の

矢葺次長	例による。 3 保育時間については、東予市、小松町の例により調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 4 給食については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 5 通園区域については、原則として新市の全域とする。 6 通園スクールバスについては当分の間、現行の区域内で新市に引き継ぐ。 就園援助。 就園援助については、新市移行後、速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 市指定文化財。 市指定文化財については、現行のまま新市に引き継ぐ。 文化祭。 文化祭については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、関係団体と協議しながら随時調整する。 各種スポーツ大会。 各市町で行っている各種スポーツ大会は、原則として現行のとおりとする。ただし、統一できるもの、全体で実施した方が効果的なものについては、新市移行後、速やかに調整する。 以上、ご提案しており、ご確認をいただくものでございます。 説明資料につきましては、会議付属資料A 3 版の（その2）の32 ページから44 ページに、また45 ページには先例地の事例をお示ししております。 説明は、前回の説明と重複いたしますので、省略させていただきます

矢葺次長	ます。 以上、簡単ではございますが、ご説明いたしました。ご協議よろしくをお願いいたします。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました協議第３７号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。 (「なし」の声あり)
伊藤議長	はい、特段ご意見もないようです。 それでは、協議第３７号「各種事務事業(教育関係)の取扱い(その１)について」は、調整方針案のとおり確認させていただいたものといたします。 次に、同じく継続協議事項となっておりました協議第３８号「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
倉田次長	議長。
伊藤議長	総務班長。
倉田次長	お手元の会議資料の２７ページをお願いいたします。 協議第３８号「議会議員の定数及び任期の取扱い」につきまして、前回からの継続協議ではありますが、ご説明をいたします。なお、詳細な説明につきましては、前回、提案時にいたしましたので、省略

倉田次長	させていただきます。 それでは、調整案でございますが、議会の議員の身分についてでございますが、「議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、平成18年5月31日まで新市の議会議員として引き続き在任する。」とし、合併特例法に定める在任特例を適用した調整案としております。 この理由につきましては、前回提案時にもご説明いたしましたが、議員は、合併協議に当たり、特に新市建設計画については、計画の段階でかかわってきておりまして、合併後におきまして、その執行状況を見届ける責任があることでございます。また、合併協議調整事項につきましても、合併後に調整する事項もございまして、合併により失職のため、合併関係首長等がいない状況の中で、法的に一定期間在任を認められている議員が、地域の代表として責任を持って処理することが必要であること。合併により行政面積も広範になり、住民の声が反映されない恐れがあることなどから、在任特例を適用したものでございます。 また、その期間を1年7ヶ月としましたのは、合併特例法では、2年を超えない範囲とされておりまして、合併の趣旨でもございます行財政の効率化の観点からも検討いたしました結果、新市の17年度、18年度の当初予算審議を2ヶ年すれば、合併後の事業執行状況を見届ける責任が果たされるのではないかと考え、このような案としたものでございます。 次に、在任特例経過後等の議員定数でございますが、「地方自治法第91条第2項の規定による新市の議会の定数は、34人とする。」としております。

倉田次長	次に、在任特例経過後の選挙区の設置であります、「新市においては、合併後最初の選挙に限り、公職選挙法第 15 条第 6 項に規定する選挙区を合併前の関係市町の区域ごとに設けることとし、各選挙区及びその定数は次のとおりとする。西条市の区域 17 人、東予市の区域 10 人、丹原町の区域 4 人、小松町の区域 3 人」としてあります。 この理由としましては、議員は、各地域から選出されており、合併後の過渡期において、地域の声を届けるため、合併前の市町村ごとに最初に選挙に限り選挙区を設けて選挙することとしております。その定数につきましては、法の規定により国勢調査の人口に比例して定めたものとなっております。 なお、関係いたします資料につきましては、前回の提案時にご説明いたしましたので省略させていただきますが、付属資料(その 3)の 1 ページから 5 ページにお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。 以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました協議第 38 号でございます。この案件につきましては、各市町のただいままでの住民説明会で住民の方々より多数のご意見がございましたところであります。その点を踏まえまして、この場で活発なご協議をお願いいたしたいと存じます。 どなたからでもご意見、ご質問、ご発言を願います。 久門委員。

久門委員	西条商工会議所の久門でございます。私は、前回、この１年７ヶ月の在任期間の延長ということで、提案をしてすぐ用がありましたので、長期出張をしておりました。その後、新聞等を帰ってみますと、かなり説明会等では小松町を初め、丹原、東予もかなり意見を出されておるんですね。聞きますと、傍聴人の方から聞きますと、議会事務局長が判断、申しますと失礼ですけれども、説明がしきれない分を、町長さんが説明をしてご理解を、ご理解をいただいたかどうかわかりませんが、そんな状況下を見たときに、私は、西条市の立場から、学識経験者の立場で出させてもらっておるわけですが、西条市の場合は、総数が今２６が１７人になるんですね。小松町の場合は１６人が３人とかね、丹原町が１６人が４人になる。そんなことを考えますと、私は、余りにもきょう、ここに参加されておる協議会の皆さんが、もう少し責任を持って発言があつてよかったんではないかと思うんです。 前回、私が１年７ヶ月を説明した後、これが全く出てないんですね。それで、私は、この説明会でそれぞれ皆さん、町長さんや市長さんがご苦労されて、質問に答えておるのを、私、これ読ませていただいて、私は、やはりせっかく２市２町の皆さん、議員も出られておるんですから、自分たちのことは自分たち言いにくいと思うんです。しかし、それは、当然しかるべき皆さんおられますので、発言があつてよかったんではないかと、きょう、実はそういう期待を込めて、きょう、この協議会に参加させてもらったんですね。 だから、きょうは、私は余り時間をいとわずに、本当の議論をしていただいて、私は私なりに実は自身を持って説明したつもりなんです。この説明の内容たるやは、余りにも少し説明が足らんのでは

久門委員	なかったかと、町民に対して。私、それ 6 万の西条市から言うと、やはり周桑郡に対しては思いを持って説明したつもりなんです。公的な公共料金の問題も、私は当分の間というのがありますからね、もっと当分の間じゃなしに、ここで議論すべきだというんですけど、出しにくいというものがあったから、私はそういう地域から、異論が出ておるように感じるんですね。西条市は、26 人で 17 人まで議員をいただけるんですよ。小松町なんか 16 人が 3 人でしょ。丹原も 16 人が 4 人ですからね。私は、西条市の立場から言うたら、本当は西条市から意見が出るのは当たり前だけど、小松町や丹原町の方からも、東予市からもこの意見が出ると、私は町民が本当に理解をしていただけてないんじゃないかということで、私は、特に、きょう、皆さんが活発な意見をしてくれることを期待しておるんです。私は、1 年 7 ヶ月というのは、いろいろ勉強しておりまして、自身を持っておるんです。提案をさせてもらった理由は、必ず悔いを残しますよ。私は、16 人の議員が 3 人で代弁することはできないと思うんですね。そのためにお願いさせてもらったわけですから、ご意見いただきたいと思います。きょうは、そういうことですから、私の案というよりは、議長さんの方でお計らいよろしく願います。
伊藤議長	はい、ただいま久門委員からご発言がございました。 茎田委員。
茎田委員	久門委員の意見はようわかるんですけども、こと合併ということになりますと、そういう数字で表していかないとおさまらんのじ

荃田委員	やないかなという気がするんです。小松が20人が3人、丹原が4人ということにおいては、人口割で割った数字というのは、これはどこまでいっても説明がつく数字じゃないかなという気がするんですけれども、僕は、今度、12月7日に東予市の選挙になっております。その中で、皆さんも今、選挙活動しとんですけれども、一番に話題になるのがこの議員の問題でございます。 私は、皆さんには説明するんですけれども、選挙準備して、選挙したら、我々は、この合併がなかったら、4年間任期があるんだと。4年間、合併するがために僕らは10ヶ月からないんですよ。これは同じついなこととして10ヶ月です。そのご理解をいただかざったら、我々は本当に、議員たるものは何だったんだろうかという気がいたします。それもやっぱり地域の発展のために定数、今度は20にしとんですけれども、20で選挙を行う予定でございますけれども、そういう中で、やっぱりこの協議会でやっぱり学識経験者の方が29名が寄って、一堂に会して論議をしていただいて、きょうとは言いませんけれども、早く結論を出していただかざったら、私らの選挙にもそういうことがぼんぼん、余分なことはないんですけれども、そのことがどんどん出てくるんですよ。そしたら、もう各議員が、はっきりした説明があったらいいんですけれども、やっぱり僕らはここへ出て説明ができるんですけれども、あとの者はそういうことの説明ができん場合には、銘々がその選挙に長引くと無理な立場になるような気がするんですよ。 だから、これは、方向はどうあろうと、私は早く結論を出していただいて、やっぱりやっていただけるんが、正解じゃないかなという気がするんで、ご意見申し上げました。

荃田委員	終わります。
伊藤議長	久門委員。
久門委員	ちょっと荃田委員の言われることがわからんのですね。私は議員定数を言っているのではないんですよ。これは、34人というね、当然、私はそういうことかと思ひますし、東予市は、今、22ですかね、今度、自主的に20にするそうですけれども、順次。そのことを言っているのではないんですよ。1年7ヶ月ということに対して、この住民説明会において必ず指摘されているんですね。わかりやすく言って、4億円むだ遣いじゃないかと言われるようなことを指摘されているんです。これに対して、私は、むだ遣いでないということを説明したし、自分もできる自信を持っているんですよ。それを、私は、それぞれの地域の皆さん方が説明が足らんのではないかと思うんです。事務局、特に。荃田委員さん、それじゃないですよ、私は定数を言っているのではないですよ。 在任期間の延長の問題を1年7ヶ月で、即、選挙せえという方もおられるんです。私、これは余りにも無責任じゃないかと思うんですね。西条の市民が言うんならわかるんですよ。ほとんどこれ西条の市民言うてないんです。西条の市民は、6万の市民は、早くせえというのが普通かも、その、これはね、私は周桑に対して思いを持っておると思います。思いやりというかね。それを、我々言ってますからね、商工会議所でも、余り無理言うなど。地域に対して考えたげてくれと言っているから、ご理解いただいた方もおられると思うんですが、特に、小松町というのは本当に出席多いですよ。西

久門委員	条市なんか何か無関心。無関心ですよ。しかし、出席の多い方が、こんなに切々と言っているんですから、それを、私は、きょう、ここでもっと議論しといていいと思うんです。１年７ヶ月に対して、もう、これね、継続なんか言えないですよ。できることから、私は、やっぱり東予市の皆さんも本当、これ、一番東予市の市長さん、議員さん、大変だと思うんですよ。今、ちょうど選挙に入るでしょ。もうきょう結論出して、議論言い尽くしたらいいんじゃないんですか。余り議長さん、時間をこだわらずに。よろしく。
伊藤議長	どうぞ、茎田委員。
茎田委員	もう１回。私も、久門委員さんのことに反論をしたんではないんです。とにかく立場上、早く決めていただかざったら、我々の選挙になってやりにくいということの気持ちを言うただけであって、皆さんが決めることですから、私、１人が自由にならんのですから、その方向ついたところにおいては僕は異議はないんですけれども、長くなることにおいて、我々選挙する東予市の議員においては不利だということを私は申し上げたつもりでございますので、ご理解をしていただきたいと、このように思います。
久門委員	はい、わかりました。
伊藤議長	塩崎委員。
塩崎委員	西条の連合自治会の塩崎ですが、今、委員がおっしゃられる選挙

塩崎委員	間近に控えて大変だろうと思います。ただ、私たちはこの特例をして おる１年７ヶ月が、いいのか悪いのかじゃなしに、もう少し住民 の皆さんに納得をしてもらう方が、私はきょうの議題にもふさわし いんじゃないかと思うんですよね。このところ、きょうも資料、先 日いただいた住民説明会の報告書を見ましたが、やはり１年７ヶ月 というものの事務局の説明が、そのままずっと行っておる。これは １年であってもよかったんじゃないかと。これがだめだったらこれ だというふうな、もう最初から１年７ヶ月で走っておるような感じ だから、住民の人もう言ったってついじゃがや。今、上から下ま で、だれがやってもついじゃがやというのが、地域でずっと広がっ ていっているんですよ。それを、今度の２市２町ではそういうこと ではない、決めるのは住民が決めるんだと。その代表が議員がおる んだと。そういうふうな形のものをつくらなかったら、せっかくの 平成の大合併が意味がないと思います。 ですから、その１年７ヶ月の特例法が生きておるのか、ましてや 裏返したら死んでおるか。やはりそういうものを生み出すのには、 生みには、やっぱり新しいものができるときには苦しみがありますが、 その痛みを地域住民に与えてほしくはない。ですから、その１ 年７ヶ月が議員さんの延長が正当であるか、正当でないかとは言い ませんが、やはりもう少し住民にわかるように、地域の住民に説明 をしていただいて、１年７ヶ月かどうか反対じゃないんですよ、納 得をさせていただいてそういうふうな形をつくるということが望 ましい、そういうことで、住民代表として一言申し上げました。 以上です。

伊藤議長	はい、ありがとうございます。 ほかにはございませんか。どうぞ、玉井委員。
玉井委員	小松町の玉井です。私も、小松町の住民説明会出させていただいたんですが、やはりこの１年７ヶ月というこの期間についてのやはり批判というものが随分大きかったと思います。どうしても１年７ヶ月なのかと。そのことについて、十分な説明ができなかったんじゃないかなと、私、聞いておって思いました。それが、例えば１７年度の当初予算を審議するところまでいって、なぜ１８年度まで、もう１年引っ張らないといかんのか、そういうふうなことについて、きちんとした説明がなかったんじゃないかなと思います。やはりこの１年７ヶ月、そのまま通す、通さんはまた別にして、やはり住民説明会であった厳しいやっぱりご批判というのは、一度真摯に受けとめるべきじゃないかなと、私、思います。 それと、もう１点、これは、質問なんですが、地域審議会の設置についてというのを以前確認しているわけなんですが、その地域審議会のところで、なぜ、地域審議会を置くかというのが、行政面積が拡大して、住民の声が反映されにくくなると、それを拾い上げるためですと。それから、新市建設計画の適切な執行を見届けるためですよというふうに私、理解しておったわけなんですが、そうになると、これ、議員の任期の延長についての説明と、これ、重複してくると思いますが、この辺の整合性はどうなっているのでしょうか。この点について、質問でございます。お願いいたします。
伊藤議長	どうぞ。

倉田次長	地域審議会は御存じのように、合併後、2市2町に設置しまして、新市建設計画の変更であるとか、執行状況の審議をすることになります。議会につきましては、御承知のように、市の全域にわたる事項や行政全般の事項を審議する機関でございますので、おのずから役割が違ってまいります。そして、先ほど申しましたが、特例の適用をいたしました理由としましては、新市建設計画の執行状況だけではございません。あと3項目上げさせていただきましたが、そういう役割を持って特例を適用するということで、事務局はご説明を申し上げました。 以上でございます。
玉井委員	ありがとうございます。
伊藤議長	玉井委員、ご理解いただきましたか。
玉井委員	はい。
伊藤議長	ほかにございませんか。 この場で、やはり私は思うんです。この住民説明会の報告書。私は、すみません、皆さんと同じだと思うんです。全部目を通していただきました。やはりその本日のこの協議会の一つの大きな私ども決め事をしていく、協議をしていく、これがこの第38号にあるような気がいたすわけであります。したがって、ここに特段の時間をさいてもいいんじゃないかな、こういう思いで、私のその私見でもって、このように皆さん方のご意見を多くここで出していた

伊藤議長	だいて、我々の説明、すなわち、きょう傍聴にもいらして、協議会の皆さんが同一、共通根として同じ切り口で、私ども理事者はもちろんであります、協議会の皆さんもちろんであります。どこ切っても同じよということを出していただきたいんです。あるときにはああだ、こうだと。それではだめだと。私ども提案をした理事者側に責任があります。そのことについて、協議会のメンバーの皆さん方とも、特段のご意見をいただけることを私は期待をいたすわけであります。会長として、皆さん方にもっともっとこんなこともあろうかと、久門委員がおっしゃるところをひとつ踏まえて、この説明会、この資料に基づいて、皆さんと同じ共通のものがここに冊子としてあるわけでありますから、活発なご論議を特段願いたいとこんなふうに思うわけであります。 久門委員。
久門委員	私、もう最後にします。ここにおられる皆さん、特に荃田議員とか、徳永議員とか、言いたいことだと思うと、思うけど、私は、この8人の議員さんは言いにくいと思うんです、立場上。私ね、町長さん、申しわけないけど、小松の町長さん、私が小松の町会議員だったら、玉井さんが言っていることをよくわかるんですよ。ただね、こういうことなんですね。今、小松とか、丹原というのは、どちらかということ、非常に私から言うと、失礼だがへき地なんですよ。へき地なんです。そのへき地を、やっぱり西条市と合併することによってよかったな、東予市と一緒にあってよかったなというのは、やっぱり渡部町長さんであり、今のね、小松の町長さんなんですね。それを胸を張って言えるときに言う、私は言うてほしいし、また、

久門委員	少なくとも徳永議員さんあたりが、よかったろうと言えるためには、こういうようなことなんですね。 西条の市会議員さん、１７人になるんですね。合併したら。今２６が１７になるんですね。合併したらですよ。そしたら、早くしてしまうとね、小松は３人なんですよ。そうすると、小松のああ夕浪のところ、ああ、あっちじゃいうて、あんなもんほっとけて、市会議員さん、言いかねへんですよ、西条市の市会議員さんは。いや、だれそれって、ここにたくさん傍聴来ておりますけれどもね。そういう人のために、悔しいですよ、絶対に、これ。半年とか、１年でやると。歯がゆいです。２６対１６なら、かなり言えますよ。恐らく東予市の荃田さんや徳永さん、負けとらへんからね。まあ、周桑なら２つ、３つ組んで、そういうチャンスを私はあっていいんじゃないかと思って、あえて２回の予算審議を考えたんです。 これ、実は、奥飛騨でこういう経験を私持っているからね。今もう物すごいですよ。高山市とね、９つの市町村が一緒になるんです。一つの市長さん、たった６万３,０００の市長がこう胸張っとるんですね、自治省出身の。そうすると、どんなことを言っているかというと、今度はここで辛抱せんかと。おどれ、次の選挙には、とにかく負けんように、周辺から市長出さないかん、こんなこと言ってる。そんな審議で明け暮れとんでね。そんなことを私は見ていたら、それよりも、それは同時責任もある。それよりはやっぱり１年数ヶ月の時間があって、文句はみんなで聞いてあげようじゃないかということ、私は小松の塩出さん、そうなんですよ。 私自身は、そういうことからいうと、やっぱり小松からそういう住民の意見を出るといいうのはおかしい。これは、議員さんが、私は

久門委員	勉強不足だと思うんですよ。自分のことは言いにくいですよ。言いにくいんなら、日ごろ自分を後援しておる人たちに説得しとかないかん。こういう問題じゃから、自分はこうなんぞということをもっと、そうすると、今、議長さんが言われるようなことが出ない。しかし、議員さん言いにくいですね、町長さんは。せめて玉井さんらね、やっぱり学識経験者の皆さん方がそれぐらいはわかってあげなんたら、私は、小松町のために発言しているんですよ。誤解のないように。それは、市会議員、西条市の１６人の議会議員、ここにおりますけど、なかなか勢い強いのがおりますからね、そういう人たちに３人では負けますよ。２６対１６ならそうでもない。２６対１６ならね。 終わります。
塩崎委員	議長、ちょっと事務局へお願いさせてください。
伊藤議長	はい。
塩崎委員	先ほど３つのあれがある言ってましたが、力関係の話をしているのではないので、合併紙が、広報誌が出てますね。あの中に、先ほど言った１つじゃないと、３つあるんだというその３つを、議員が責任を持って合併後の新市建設計画の執行状況を見届け、ここにありますね。それから、合併後の調整が必要な協議項目がある。住民の声が反映されやすいというふうな３つのことを、前提に上げてこの１年７ヶ月を出してきているんですね。ですから、そういうふうなそれが１年７ヶ月が本当に意義のある１年７ヶ月だったらいい

塩崎委員	んですよ。だから、そこ、今言った３つのことをもう少し、住民にわかるように、議員の定数云々は、これはもうあれで決まっているんですから、法律で。何対何ぼじゃいうことを何ぼ言うても、人数の少ないところは少ないんでいいんですから、だから、その住民に、多いところも少ないところもわかるように、今３つのことをもう少し詳しく事務局の方から広報するようなことを努めてください。 以上です。
塩出副会長	ちょっとすみません。
伊藤議長	どうぞ。小松町長。
塩出副会長	私が感じたのは、いわゆる在任特例の件については、住民の意見というのは、消費税も同じで、消費税はあるよりはない方がいいですよと。そして、議員特例を１年７ヶ月延ばしたと。そしたら、４億円むだやないかというのが一番に来ているんです。だから、それ以外のことについては、余り関心がないということですね。だから、ちょっとミクロ的に考えすぎておるのではないのかなと。我々の考え方の中では、ある新聞が４億円のむだ遣いだということであおったと。それを読んで、端的に、それだけをとらえて言うと、そういう議論が生まれてくると思うんですね。 だから、我々の立場としては、相対的な考え方の中から、やはり今先ほどから久門委員さんが言われておるような形のこともあるんですけれども、しかしながら、これは小選挙区は１回だけです。小松から３名だという決めつけではないんですね。５人、１０

塩出副会長	人出るかもわからないんですね、選挙によっては。２回目からはですね、だから、そういうことには余り影響といいますか、直接的な関係はないんですけども、ただ住民の意思が、世論がそういうふうにあおられた形で、切り口がちぐはぐになってきている。そして、マクロ的に考えることなく、ミクロ的に考えすぎておる、損得勘定になっておるというのが、私は、大きな原因だろうと思うので、ある程度、在任特例の１年７ヶ月の大切さというのは、ある程度事務局からも説明しておりますし、我々も補う点でも説明しておりますので、ご理解をいただけたと、私は思っております。
伊藤議長	ただいままでのご発言ですが、他にはございませんか。
久門委員	議長さん、全員に言ってもらってください。首長さん全員に。
伊藤議長	東予市長さん。
青野副会長	余り誤解を受けたいけませんから、言い訳ではありませんが、私も東予市の住民説明会で、かなり厳しい議員の特例に対して、これは即、解散して選挙をやれというふうな趣旨ではほとんどがないと思います。ただ、１年７ヶ月というふうな期間が理解ができないというふうなことに對して、事務局を中心に、あるいは私もフォローして、議事録の中にはすべて話しておりませんが、かなり８月１４日の提案をもとにいたしまして、議論武装をして説明をさせていただいたわけであります。 全体的には、合併に対して、やはり避けて通れないというふうな

青野副会長	空気が大半で、中には、個人住民税、人口割で上がるとか、国保の関係、介護保険の関係、こういったものについても、上がるにしても、新市の建設に向けてやはり痛みを分かち合っていこうというふうな気持ちは皆さん持たれていただいているというふうに思いました。しかし、この任期の問題については、やはりもう一度、皆さんの声を受けて、合併協議会の中で議論をして、これはきょう決めるのか、時間を置いてじっくり検討するのか、いずれにしても、その検討の経過というのをお返しをしないと納得はしていただけないというふうに思いました。我々が議論する次元の話と、一般の参加をいただいた皆さんとの感覚というのは、大分ずれがございまして、市民や町民が痛みを感じているのに、やはり信頼してついてこいというふうな話だけではいけないんじゃないかと。もう少し理事者や議会がやはり範を示してやってくれというふうな、こういう厳しい意見だったと思うんですね。 ですから、その期間的なものが1足す1は2になりますけれども、1.7というものがどうなるかというふうな議論も含めて、やはりきょう、ここでやるというなら、もう皆さんに意見を出していただいて、全体の空気をはかってやっていくとこですね。ただし、私は東予市の9ヶ所の説明会を主催した者の1人として、やはりこういった厳しい意見に対しては、ある程度反映をさす方向で議論をしていかざるを得ないだろうというふうに、こんなに感じました。
伊藤議長	ありがとうございました。
渡部副会長	発言の機会を与えていただきありがとうございます。

渡部副会長	私の方から、提案をする側でございますから、これについて、とやかく言うことはないと思います。１年７ヶ月という特例を採用して提案をしておるわけでございますから、これを変えるというような気持ちは毛頭ございません。ただ、説明会等で出てきた意見としては、そういう意見もございました。また、一昨日の議会でも、１人の議員さんから、即解散をしてやったらいいんじゃないかというご意見は出ました。ほかの議員さんからは出ません。だから、これにつきましては、みずからの意見は、あの場では述べませんでした。これは、協議会の中で、ご報告だけしておくというような形で済ませたわけでございます。住民説明会の中でも、もう報告をいたしておきますと、いずれこの議会で皆さん方のご意見のもとに確認がなされるわけでございますから、提案をいたしております１．７ヶ月のこれが否決になれば、再度、考えたらいいいことではなかろうかというふうに考えます。 いずれにいたしましても、もう丹原町からは任期が何ヶ月にしようかというのはなかなか言いにくいわけございまして、１．７ヶ月が伸びますと、丹原町の議員さんは、４年と９ヶ月になるわけでございますから、非常に丹原からは言いにくい状態でありますので、ご理解をいただきたいと思います。
伊藤議長	それでは、私、西条市長として、住民説明会等で申し上げましたことを、この場でご披瀝させていただきたいと思います。 私は、１年７ヶ月は、これでいいと。基本的に、この理事者でもって皆さん方に、理事者提案をさせていただいたこの議案であります。私どもの姿勢としては、これをぜひともこれでもって協議をし

伊藤議長	て討議をしてほしいというのが、この基本姿勢がグラグラしたのでは皆さんどうしようもないんじゃないですか。私は、その思いを持って、私どもは協議結果の上、自信を持って出した。その一つに、我々は即、ここにおる４名、合併になりましたら失効、４役失効であります。承知しております。議員の皆さんも、この４月のあるいは投票において、４年間付託されて投票された方たちばかりであります。それを任期切っても、この合併論議をやろうやと、将来の２１世紀をやろうやとこういうお気持ちは私は強く受けとめるべきだと思っております。 そしてもう一つ、４億のむだという点、何がむだなのかが私にはよくわからない。ただ掛け算して割り算して、頭割り算したら、４億だというこの数字の提示しかありません。人なり、事業なりは、あるいは行政もそうです。費用対効果、数値であらわせない分がある。そのときに、人様の能力を個々でもって議員各位におかれまして、４億以上の仕事をされる方もおありになるでしょう。そういうとらえ方を私ども議会、理事者、この信頼関係があって、そしてそれを行政発信させていただいて、審議してやっていただいているわけです。４億というのは、私は、住民説明会でもやっております。私ども、わずか一般会計で１９０億やそこらで、８年から今日まで１０億ずつ借金というか、負債残高減らしてきた。西条市役所には、職員にはこれだけの能力ができた。力がある。この４億は投資だと私、そういうふうに、これが実は民間の感覚でしょうね、とらえれば。そして、定数が、困りますよ。今、ここで１年７ヶ月、このよしあしは最低でもこれぐらいは要るなと申しますのは、それぞれ、これで一遍定数が減った地域ですよ。数が減る。出身の議員がそれ

伊藤議長	だけ地域の責任を持ってやるか。この今のグローバル化いう時代に、高速道路があって２分で走れる、１０分で走れる時代に、そんな時代じゃないでしょ。多くの案件をぜひともこの７８名の皆さんが、この圏域１２万都市をつくるという、２１世紀に向けての大きなステップを踏もうとするときに、地域のいろんな問題を個々のテーブルに投げかけて、新市体制ができたときには、優先順位、あるいは危機緊急の度合い、それをもって片づけていく、これが議会と理事者、まさに行政の両輪であると、こういう感覚を持って説明をさせていただきました。したがいまして、私ども西条におきましては、説明の後の一つのご納得をいただいたかどうか、またいろんな関係でやっていくでしょうね。 私どもは、今回の合併におきましても、定数と外れます。任期とも外れますが、我々がプレゼンテーションをして、そしてそれをもって住民の人たちがどうだという、これをお問いかけしているわけです。国が決めた、県が決めた、市町が決めた、そうじゃないんです。今回も住民説明会の中での１つの表現はさせていただいた。ただ、今日までも、まだこの協議会、東予市長さんもおっしゃっていますが、この中で、２月には調印をなすとすれば、今、このピッチ、テンポは果たしていいのか、そういう思いも私にはございます。したがいまして、今日まで、本当に皆さんが真剣になって練って、幹事会、個々にご苦労いただいて、そしてまた皆さんが真剣になってこれを精査していただいて、確認をいただいてきた協議事項、かなり数多くなりました。船着きのところまで来たのかもわかりません。そういった思いも込めながら、私は、住民説明会、それからまた地域懇談会等々には臨んでまいったわけであります。批判があること

伊藤議長	も承知、だけど、絶対ならないというこの籠の中の楽ちんのところで批判するんだったらすればいいですよ。我々、責任があるんです。そのことを強く表現させていただいたのが、西条市長、私、伊藤宏太郎であります。 以上であります。 元に返ります。議長として。どうぞ皆さん方、本件についてご議論をいただきたいと思います。 荃田委員。
荃田委員	もういろいろ意見は出たと思うんですけども、この件について、継続にして、もう1回仕切り直して、時期を待たたらいかがでございましょうか。
伊藤議長	久門委員。
久門委員	何かいうたら継続で、私は、継続でいいんですよ、結論は。今の伊藤議長さんと青野市長さんとの大きな隔たりがあるんです。私は、理事者が提案したんだからわかってくれよという議長さんの考え、これもよくわかるんですね。しかし、やっぱりもう選挙に突入しておる東予市の議員さんのこと、立場を考えると、ここで強引に押し切ったらどうかなという気持ちもあるんですね。だから、荃田委員の言っていることもよくわかるけどね。継続でいいんだけど、もうちょっときょう、出し切っておきましょうや。また、やっぱり報道機関、皆さん来ておりますので、表現がいろいろありますので、どう書かれるかもわかりませんよ。もっと私は責任ある、この委員さ

久門委員	んがやはりもう少し議論していただいていいと思うんですね。
伊藤議長	どうですか、皆さん。 それでは、私の方からの問いかけ、提案をさせていただきたいと思います。 本件、継続協議事項として取り扱わせていただくことにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
伊藤議長	ただし、次も継続、次も継続や、エンドレスにいつに決めますぞということであります。次回には、ここは１つの結論を持たないと、向こうに押せば押すほど、荃田委員、皆さんのお気持ち、切迫してくるわけですね。お立場わかるわけなんです、皆さんにこれもひとつ協議会以外の確認事項か、次回には、このことについては決を持つということで、皆さん方、地域の方々、それぞれ機関の方々、議会の方々、ご意見集約して、この場に臨んでいただけることをお願いしておきたいと、このように思います。 そうしますれば、ただいま申し上げましたこの協議第３８号、継続協議とさせていただきます。 次に、同じく継続協議事項となっておりました協議第３９号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。

倉田次長	議長。
伊藤議長	はい、事務局。
倉田次長	お手元の資料の２８ページをお願いいたします。 協議第３９号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」につきまして、前回からの継続協議でございますが、ご説明をいたします。なお、詳細な説明につきましては、前回、提案時にいたしましたので、省略をさせていただきます。 それでは、調整案でございますが、農業委員会の統合につきましては、「新市に西条市の区域を区域とする農業委員会と、東予市、丹原町及び小松町の区域を区域とする農業委員会の２つの農業委員会を置く。その期間は、平成１７年７月１９日までとし、その後は１つに統合する。」としております。この理由としましては、合併時の混乱が落ち着く一定期間について身近な場所に委員会を置くこととしたものでございます。 次に、農業委員の身分の取扱いでございますが、「２市２町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第８条の規定を適用し、平成１７年７月１９日まで新市の住所地を管轄する農業委員会の選挙による委員として引き続き在任する。」としております。この理由としましては、地域に密着した農業施策を実施するため、農家と常に近い関係にある農業委員の役割は大きいものがある中で、合併により農地が広域なものになる上、急激な委員の削減となれば、委員と農家の疎遠化をもたらす恐れがあり、委員としての役割を果たせない懸念があることから、合併時の混乱が

倉田次長	落ち着くまで一定期間従前の委員が引き続き在任し、対応することが適切としたものでございます。なお、その期間につきましては、合併の趣旨でもあります行財政の効率化にも配慮し、3団体の従前の任期であります平成17年7月19日までの約8ヶ月としたものでございます。 次に、在任特例経過後等の選挙委員定数であります、「農業委員会等に関する法律第7条の規定による新市の農業委員会の選挙による委員の定数は、40人とする。」としております。 次に、在任特例経過後の選挙区の設置であります、「新市においては、農業委員会の統合後、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に規定する選挙区を合併前の関係市町の区域ごとに設けることとし、各選挙区及びその定数は次のとおりとする。なお、各区域の選挙区区域ごとの定数は、合併時まで調整する。（1）西条市の区域 定数12人で4選挙区制とする。（2）東予市の区域 定数14人で3選挙区制とする。（3）丹原町の区域 定数9人で3選挙区制とする。（4）小松町の区域 定数5人で1選挙区制とする。」としております。この理由としましては、地域に密着した農業施策を実施するには、常に農家に近い関係にあって、しかも相談に応じるには、地域の状況を把握していることが必要であり、現状でも選挙区を設けておりますことから、各合併関係市町の区域において法に定めるところにより、総定数40人の範囲で選挙区を設け、その定数を定めることとしております。なお、この方法を適用しますのは、在任特例経過後の選挙からとなっております。 調整案に関係いたします資料につきましては、前回の提案時にご説明いたしましたので省略させていただきますが、付属資料（その

倉田次長	３）の６ページから１１ページにお示しておりますので、ご参照 いただきたいと思います。 以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
伊藤議長	ただいま事務局から説明申し上げましたとおり協議第３９号につ きましてのご質問、ご意見ございませんでしょうか。この内容につ いて、よろございますか。 （「なし」の声あり）
伊藤議長	特段ご意見がないようでございます。 それでは、協議第３９号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱 いについて」は、調整方針（案）のとおり確認させていただいたも のいたします。 次に、同じく継続協議事項となっておりました協議第４０号「特 別職の職員の身分の取扱いについて」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
倉田次長	議長。
伊藤議長	事務局。
倉田次長	会議資料の２９ページをお願いします。 協議第４０号「特別職の職員の身分の取扱いについて」、前回か らの継続協議であります。ご説明をいたします。なお、詳細な説

倉田次長	明につきましては、前回、提案時にいたしましたので、省略をさせていただきます。 それでは、調整案ですが、常勤の特別職につきましては、法律に基づく職を設置しますとともに、給料額につきましては、２市２町に相違があり、統一する必要がありますことから、「市長、助役、収入役及び教育長の設置等については、法令の定めるところによる。給料の額は、西条市の例をもとに調整する。」としております。 次に、議会議員及び農業委員会委員につきましては、その任期、定数につきましては、先ほど別途協議項目としておりまして、ここでは報酬額につきまして調整をするものでございます。２市２町におきまして報酬額に相違がありますことから統一するため、「議会議員及び農業委員会委員の報酬額については、西条市の例をもとに調整する。」としております。なお、前回の提案の際にもご説明いたしました但、長などの常勤の特別職及び議会議員の報酬額等につきましては、類似団体との比較により検討も必要であります但、新しい報酬額の検討となりますことから、新市において報酬審議会の意見を聞き検討することが適切であると考えております。このことから、合併時の報酬額等につきましては、現行額の内、類似の団体に近い西条市の例をもとに調整をしたものでございます。この調整案は先例地でもこのようなことをしておりまして、参考といたしております。 次に、行政委員会委員につきましては、法令に定める行政委員会を設置することとし、監査委員については、識見を有する監査委員の勤務形態につきましては、新市の規模、事務量に対応するため常勤で対応することとしております。また、報酬額につきましては、

倉田次長	2市2町に相違があり統一することから、調整案は、「教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、西条市の例をもとに調整する。」としております。 次に、附属機関の委員等の取扱いですが、2市2町には多くの附属機関が設置されておりますが、新市において重複するものなど整理統合するとともに報酬額についても相違がありますことから、統一を図るため、調整案は、「その他の条例等で定める特別職の職員については、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合する。なお、設置に当たっては、より効果的、効率的な体制を検討するものとする。委員数、任期、報酬の額等は現行の制度をもとに調整する。」としております。 なお、関係いたします資料につきましては、前回の提案時にご説明いたしましたので省略をさせていただきますが、付属資料（その3）の12ページから20ページにお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。 以上で説明を終わります。よろしくご協議をお願いいたします。
伊藤議長	ただいま事務局からの説明ありましたとおり協議第40号でございますが、この案件につきましても、各市町の住民説明会で多くの住民の方々から多数のご意見がございました。その点を踏まえまして、本件、ご議論をお願いいたしたいと思います。 これも、きょうの住民説明会資料の中に、各市町の、報酬等については特段のご意見があるやにも私も見せていただいたわけであ

伊藤議長	ります。本件についてはございませんか。
	(「なし」の声あり)
伊藤議長	それでは、特段ご意見もないようでございますが、本件、協議第40号であります。「特別職の職員の身分の取扱いについて」、これは協議第38号の「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」、ここにも関連してくると思いますので、本件、継続協議とさせていただきますたくと思いますが、いかがでございますか。 (「異議なし」の声あり)
伊藤議長	つきましては、本件も同時、次のこの会におきましては、2つの結論を持たなければ、あっち成立、こっち不成立ではないと思いますので、どうぞ、ご理解賜りたいと思います。そして、各委員さんにおかれましては、十分にご検討をお願いいたしたいと、このように申し上げておきたいと思います。 それでは、本件につきましても継続協議とさせていただきます。 1時間たちましたが、休憩いたしますか。 新規に入ります。 暫時休憩10分間させていただきます。 (休憩)
伊藤議長	再開いたします。

伊藤議長	次に、新規協議事項といたしまして、協議第４１号「補助金・交付金等の取扱い（その２）について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
白石次長	議長。
伊藤議長	第２調整班長。
白石次長	協議第４１号「補助金・交付金等の取扱い（その２）について」、説明を申し上げます。 第１１回会議資料の３０ページをご覧ください。 調整方針案といたしまして、補助金・交付金等の取扱い（その２）でございますが、補助金・交付金等（事業補助）については、従来からの経緯、実情等に配慮し、その公益性の観点から検討し、次のように調整するものとする。 １ ２市２町で同一又は同種の補助金等については、関係団体などの理解と協力を得て、統一の方向で調整する。 ２ ２市２町の中で、独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つよう調整する。 ３ 整理統合できる補助金等については、統合又は廃止の方向で調整する。としております。 別冊になりますが、お手元のＡ３大の付属資料（その４）の１ページをお開きください。大きい資料になります。 １ページから１０ページまでは、補助金・交付金の取扱い（その２）について、調整内容の総括をお示ししております。

白石次長	補助金・交付金等につきましては、大きく分けまして、「団体運営補助」と、今回提案をしております「事業補助」とがございます。今回は、２市２町に関係する「事業補助」に関するものを、この調書に掲載をしております。 「団体運営補助」につきましては、第８回合併協議会で、既に調整方針案をご確認をいただいております。 ２市２町におきましては、それぞれの施策といたしまして、関係する団体や個人に対しまして、補助金や実質補助的な交付金等を交付しておりますので、合併に際しましては、それぞれの制度の調整が必要となってまいります。 恐れ入りますが、大きい資料の５４ページをお開きください。 地方自治法第２３２条の２に、一番上のところでございますが、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる。」と定められております。この法律に基づきまして、２市２町におきましては、それぞれの地域の振興、発展を図るための施策の一環といたしまして、地域内の団体や個人に対しまして、補助金等を交付するなど、財政的な援助措置を講じております。 また、少し下の真ん中のところでございますけれども、「解説」というところがございますが、補助金とは、一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するものである。としております。 それから、ちょっと下の方になるんですが、さらに、補助金には、財源の出所によりまして、３に記載しておりますが、「市（町）の単独補助によるもの」と「国県補助を伴うもの」に分類され、本調

白石次長	書にも、その区分をそれぞれ記載をしております。 この補助金等の対象事業は、それぞれの市や町の自然的、経済的、社会的諸条件あるいは歴史的、伝統的条件等の相違によりまして、その種類は必ずしも画一的ではなく、また、補助金の交付条件もまちまちでございます。 そこで、２市２町でどの程度事業に対する補助金等を支出しているかと申し上げますと、今回提案しております資料でございますが、１３年度決算では、西条市では、具体的な数字はお示ししていませんが、口頭で説明しますけれども、９１件、２億９,５７７万７,０００円。東予市では７８件、２億３,３６６万５,０００円。それから丹原町では６５件、１億４,３７６万４,０００円。小松町では５４件、１億３４６万３,０００円。合計で、２８８件、７億７,６６６万９,０００円という数字になっております。 お手元の付属資料、１ページに戻りますので、恐れ入りますが、１ページの方へお戻りください。 これら補助金・交付金の一元化に当たりましては、それぞれの制度の従来からの経緯や実績を踏まえるとともに、これから建設をしていきます新市の振興にどのように役立つか。また、新市の財政状況に配慮しつつ調整する必要がありますがございます。 こうした中で、１ページの調整方針のところに掲げておりますように、補助金・交付金等（事業補助）については、従来からの経緯、実情等に配慮し、その公益性の観点から検討し、次のように調整するものとしておりまして、これを基本方針として、冒頭で申し上げましたとおり、お示ししております１番から３番までの調整方針案としております。

白石次長	なお、今回の「事業補助」を個々に分析し、調整方針案を分科会等で検討した結果、内容的には、「団体運営補助」と大きく差異がないことから、ただいま申し上げました調整方針案については、既にご確認をいただいております「団体運営補助」の調整方針とほぼ同一としております。 お手元資料の１１ページから５３ページまで、個々の補助金の種類ごとに、かなりボリュームがあるんですけども、調整内容をお示ししております。 このことにつきましては、事前に資料をお届けし、お目通しもいただいておりますので、詳しい説明は省略いたします。 以上、「補助金・交付金等の取扱い（その２）」について、ご説明を申し上げました。 よろしくご協議のほどお願い申し上げます。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました協議第４１号につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。 （「なし」の声あり）
伊藤議長	ご意見、ご質問ないようでございますが、本件、協議第４１号「補助金・交付金等の取扱い（その２）」につきましては、次回合併協議会までの継続協議とさせていただきたいと存じます。よろしゅうございますか。 （「異議なし」の声あり）

伊藤議長	そのようにさせていただきます。 次に、協議第４２号「町名・字名の取扱いについて」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
白石次長	議長。
伊藤議長	白石班長。
白石次長	協議第４２号「町名・字名の取扱いについて」、説明を申し上げます。 お手元の第１１回会議資料３１ページをご覧ください。小さいこの資料でございます。 調整方針案としましては、西条市、東予市については、新市名を付し、現在字名を承継する。丹原町については、「周桑郡丹原町大字」を「新市名丹原町」に置き換え、現在字名を承継する。小松町については、「周桑郡小松町大字」を「新市名小松町」に置き換え、現在字名を承継する。としております。 お手元の別冊の大きい資料でございますが、Ａ３大の付属資料（その５）の２ページをお開きください。 下の欄の「住所表示の事例」のところを見ていただきたいと思います。ただいま申し上げました今回の調整方針案に基づきまして、住所表示について、「現況」と「調整後」を、２市２町別にそれぞれ事例をお示しをしております。 調整後としましては、西条市、東予市は、新市名の後に字名が続

白石次長	き、番地又は番となります。丹原町、小松町は、新市名の後に丹原町又は小松町と続き、大字の文字を省き、字名が入り、番地となります。 なお、番地の「の」という文字でございますが、この番地の「の」というのは、これは全国連合戸籍事務協議会から「の」は除くよう、これは平成7年に通知がございましたことに伴いまして、既に戸籍の表示では「の」を除いております。合併を機に、戸籍表示を準用する形で、住所表示も「の」を除き統一するものでございます。 3ページをお開きください。 合併して一つの市になった場合、同じ市域内に同一または類似する字名が存在すれば、市民生活に混乱を招く恐れがありますので、そんなことのないよう調整をしておく必要がございます。 特に、字名については、住民登録、登記、郵便などの住民生活に重大な影響を及ぼしますことから、新市発足時に支障のないよう整理調整しておかなければなりません。 こうしたことを踏まえ、2市2町の字名につきまして、洗い出しを行いました。その資料の右下のところを見ていただきたいと思います。ちょっと黒く塗っている部分でございますが、東予市、丹原町に同一の字名、安用「やすもち」があること、それから左上の方をご注視いただきたいんですが、丹原町に明穂（あかほ）と、小松町に明穂（あかお）がございます。この「あかほ」と「あかお」につきましては、両町の住民のほとんどが「あかお」と、「お」の方と発言していることから、呼称は「あかお」に統一すること。という、「お」の方ですね、あいうえおの「お」の方に統一することという調整内容としております。

白石次長	そして、この明穂（あかお）と安用（やすもち）の２つの字名につきましては、いずれも地番が重複するところがございます。したがって、新市になりましても、登記上はそのまま問題はございません。 ５ページをお開きください。 「町又は字の区域」については、左上の部分でございますが、地方自治法第２６０条に、「市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し、若しくは字の区域、若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。」と規定されております。 よって、今回の提案を当協議会でご確認をいただければ、新市発足日予定でございます平成１６年度１１月１日にこのような手続が必要となります。 この５ページには関係法令を、さらに次の６ページには先進地の事例をお示ししております。ご覧をいただいたと思います。 以上で説明を終わります。よろしくご協議をお願い申し上げます。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました協議第４２号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。 （「なし」の声あり）
伊藤議長	特段、ご意見ないようであります。本件、協議第４２号「町名・字名の取扱い」につきましては、次回の合併協議会までの継続協議

伊藤議長	とさせていただきたいと思います。よろしゅうございますか。 (「異議なし」の声あり)
伊藤議長	そのようにさせていただきます。 次に、協議第４３号「各種事務事業（農林水産関係）の取扱いについて」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
白石次長	議長。
伊藤議長	第２調整班長。
白石次長	協議第４３号「各種事務事業（農林水産関係）の取扱いについて」、説明をいたします。 お手元の第１１回会議資料の３２ページと３３ページをお開きいただきます。小さい方の資料でございます。 各種事務事業（農林水産関係）の取扱いにつきましては、大きく分けて、「１農業関係」、「２林業関係」、「３水産業関係」及び「４農林土木関係」の４つの分野の項目につきまして、それぞれお示しをしている調整内容となっております。詳細なことにつきましては、付属資料で個々に説明をいたします。 それでは、別冊になりますが、大きい資料の方のＡ３大の付属資料（その５）の７ページをお開きください。 ７ページに、各種事務事業（農林水産関係）取扱いについて、調

白石次長	整内容の総括をお示ししております。 8 ページをお開きください。 最初に「農業関係」の分野でございますが、まず、農業振興地域整備計画についてでございますが、農業振興地域の適正な管理を図る目的として、2市2町にそれぞれ計画があり、内容等に違いがございますが、当面は、現在ある計画で推進することとして、「新市移行後も当分の間現行どおりとし、新市において作成する。」としております。 9 ページをお願いいたします。 農業経営基盤強化基本構想、地域農業マスタープラン、それから10 ページをお願いいたします。酪農、肉用牛生産近代化計画がございます。9 ページ、10 ページにまたがります農業振興関係計画等については、新市で統合した計画を策定するため、「新市移行後、速やかに作成する」としております。 11 ページをお願いいたします。 水田農業経営確立対策事業については、水田における米作以外への転作の推進でございますが、事務手順等運営方法がそれぞれ、少し異なっておりますが、当面、2市2町で実施している方法で進めるとして、「新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。」としております。 12 ページをお願いいたします。 水田農業推進協議会については、先ほどの転作を推進するための協議会でございますが、新市では、一つの協議会にまとめる必要があります。「新市移行後、速やかに統合する。」としております。 13 ページをお開きください。

白石次長	農地流動化関係事業でございますが、農地の有効利用を図るため、農地の流動化を促進して、担い手への集積・確保を図る事業でございます。「制度については現行のまま新市に引継ぎ、農地流動化推進員の構成、任期等については、新市移行後、速やかに調整する。」としております。 １４ページをお願いいたします。 市民農園についてでございますが、東予市、丹原町に制度があり、東予市では、入園料が無料、丹原町では貸付料を徴収しております。「貸付料については、現行のまま新市に引き継ぐ。運営方法については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。」としております。 １５ページをお願いします。 地産地消事業でございます。東予市で事業を実施しており、地元産農水産物を、学校給食に利用したり、保育園児による栽培・収穫作業を行っている事業ですが、「新市移行後、速やかに関係機関と協議のうえ、調整する。」としております。 １６ページをお願いいたします。 丹原町にあります「田野・中川（たの・なかがわ）畑地かん水事業」ですが、これは、「新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。」としております。 １７ページをお開きください。 次に、「林業関係」の分野でございますが、市町村森林整備計画については、５年ごとに作成する１０年間の計画でございます。これは、森林法に基づき策定が義務づけられておるものでございます。そこで、現在は、平成１２年度から２１年度までの計画であるため、

白石次長	新市で平成１７年度から平成２６年度を計画年度とし、新市のエリア全体の統一した森林整備計画を作成するため、「新市移行後、速やかに作成する。」としております。 １８ページをお願いいたします。 次に、「水産関係」の分野でございますが、東予市にある河原津漁港で整備中の「漁港整備事業」については、「現行のまま新市に引き継ぐ。」としております。 １９ページをお願いいたします。 西条市で実施している海中への投石による漁礁の設置「築いそ（つきいそ）」につきましても、「現行のまま新市に引き継ぐ。」としております。 ２０ページをお願いいたします。 次に、「農林土木関係」の分野でございますが、２０ページから２８ページまでは、かんがい排水、淡水防除等の県営土地改良事業負担金を掲載しております。この方針としましては、上の方に書いておりますが、「新市移行後速やかに調整する。ただし、現在実施中並びに推進中の地区については、現行のとおりとする。」としております。 ２９ページをお願いいたします。 小松町で実施している、中山間、地域総合整備事業については、「現在実施中の事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。」としております。 ３０ページをお願いいたします。 また、丹原町で実施している新山村振興等農林漁業特別対策事業についても、「現在実施中の事業については、現行のまま新市に引

白石次長	き継ぐ。」としております。 ３１ページをお願いいたします。 東予市及び小松町で実施しております土地改良事業原材料交付業務については、Ｕ字型水路（トラフ）や生コンを土地改良区へ交付している制度でございますが、「新市移行後、速やかに調整する。」としております。 ３２ページをお願いいたします。 農地・農業用施設災害復旧事業については、国庫補助事業であり、国補助金の残額について、市・町と地元負担の割合について２市２町に違いがございます。これについて、「新市移行後、速やかに調整する。」としております。 ３３ページをお願いいたします。 国補林道事業につきましては、「現在実施中の事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。」としております。 ３４ページをお開きください。 林道災害復旧事業については、市及び町が管理している林道は、国補助残について、すべて公費で２市２町とも負担をしております。そして、小松町の欄でございますが、地元管理林道について、町と地元で一定割合の負担としております。これについて、「新市移行後、速やかに調整する。」としております。 ３５ページをお願いいたします。 丹原町単独林道整備事業については、「現行のまま新市に引き継ぐ。」としております。 以上、各種事務事業（農林水産関係）につきまして、説明を申し上げます。よろしくご協議賜りますようお願い申し上げます。

伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました協議第４３号につきましてのご意見、ご質問をお伺いいたします。ございませんか。 (「なし」の声あり)
伊藤議長	でありますれば、本件、協議第４３号「各種事務事業（農林水産関係）の取扱い」につきましては、次回の合併協議会までの継続協議とさせていただきたいと思います。 次に、協議第４４号「各種事務事業（商工観光関係）の取扱いについて」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
白石次長	議長。
伊藤議長	第２班長。
白石次長	協議第４４号「各種事務事業（商工観光関係）の取扱いについて」、説明をいたします。 第１１回会議資料、小さい資料でございますが、３４ページと３５ページをお開きください。 調整方針案といたしまして、各種事務事業（商工観光関係）の取扱いについて、１、商工労政、２、観光の分野ごとに、それぞれの項目についてお示しをしておりますような調整内容としております。詳細なことは付属資料で個々に説明をいたします。 別冊資料でございますが、大きい方のＡ３大の付属資料（その６）

白石次長	の１ページをお開きください。 １ページは、各種事務事業（商工観光関係）について、調整内容の総括をお示しをしております。 ２ページをお開きください。 まず、「商工労政」の分野でございます。その中で、企業誘致に関する助成についてでございます。現在、２市２町に、企業誘致を促進するべく、奨励金の交付や固定資産税の減免措置等を盛り込んだ条例や要項を整備しておりますが、地域によって実情が異なり、助成内容等に差異がございます。調整内容としましては、「新市移行後、速やかに新たな制度を創設する。」としております。 ４ページをお願いいたします。 中小企業振興資金融資制度についてでございますが、中小企業の資金の円滑化を図り、その育成振興に資することの目的は、２市２町同じでございますけれども、融資限度額、融資期間、融資利率、返済方法、預託金額及び融資枠等、制度内容に差異がございます。調整内容としましては、「合併時に調整する。」としております。 ５ページをお願いいたします。 中小企業火災特別資金融資制度についてでございますが、火災により経営困難となった中小企業者に対し、１,０００万円を限度として、必要な資金の融資をする、現在西条市にある制度でございますが、この制度を新市全体に適用していくため、「西条市の例を基本に調整する。」という調整内容としております。 ６ページをお願いいたします。 中小企業退職金共済制度加入促進助成制度でございますが、中小企業従業員の退職金制度を確立するため、掛け金の一部を１力年間

白石次長	助成する、これは東予市のみの制度でございますが、この制度を新市全体に適用していくため、「東予市の例を基本に調整する。」としております。 7 ページをお願いいたします。 勤労者住宅建設資金融資制度でございますが、勤労者に対して、住宅の建設に必要な資金を融資する措置でございますが、制度の概要については、2 市 2 町で類似している点もありますが、融資限度額及び返済方法等について、2 市 2 町に少し差異があるため、「合併時に調整する。」としております。 8 ページをお願いいたします。 勤労者教育資金融資制度でございますが、勤労者又は勤労者の家族の教育に必要な資金を融資するもので、現在、西条市と東予市に制度がございます。両市における制度の内容はほとんど類似しているため、「西条市及び東予市の例を基本に調整する。」としております。 9 ページをお願いいたします。 商店街振興施策についてですが、2 市 2 町それぞれ商店街振興組合等が存在し、その振興施策として、現在、補助制度があるのが、西条市、東予市及び丹原町であります。しかし、これら 3 団体における補助基準や対象が異なっておりまして、補助制度については、全市的に統一することを視野に入れ、「新市移行後、速やかに調整する。」としております。 また、西条市にある「商店街コミュニティ施設建設用地の駐車場としての利用については、当分の間現行どおりとする。登道第一駐車場については、現行のまま新市に引き継ぐ。」としております。

白石次長	１２ページをお願いいたします。 西条市にある「ひうち会館」、また、東予市にある「東予市産業学習館」、さらに小松町にある「小松町まちづくり開発センター」については、「現行のまま新市に引き継ぐ。」としております。 １３ページをお開きください。 次に「観光」の分野でございますが、観光イベント助成事業等については、２市２町で花火大会をはじめ、夏まつり、秋まつり、観桜（かんおう）行事等について、観光協会及び実行委員会等に対して、補助金の支出や環境整備等を実施しているところでございます。 観光イベントについては、それぞれ伝統や歴史があり、これらに対する助成や関連事業についての調整には、少し時間を要することから、「新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。」としております。 １６ページをお願いいたします。 観光ＰＲ事業については、２市２町で取り組み内容や事業費について差異があり、新市においては、全市における観光資源を、平成１７年度から統一してＰＲしていくため、「新市移行後、速やかに調整する。」としております。 １７ページをお願いいたします。 温泉施設等維持管理については、現在、東予市に「本谷温泉館」があり、また、小松町に、現在建設中で本年１２月オープン予定の「椿温泉こまつ」の施設がございます。調整内容は、「現行のまま新市に引き継ぐ。」としております。 以上、各種事務事業（商工観光関係）についてご説明を申し上げます。よろしくご協議賜りますようお願い申し上げます。

伊藤議長	ただいま事務局から説明申し上げました協議第４４号につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。どなたからでもご発言願います。 (「なし」の声あり)
伊藤議長	なしとのことではありますが、それでは、協議第４４号「各種事務事業（商工観光関係）の取扱いについて」は、次回の合併協議会まで継続協議、このようにさせていただきます。 次に、協議第４５号「各種事務事業（都市計画関係）の取扱いについて」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
矢葺次長	議長。
伊藤議長	第１調整班長。
矢葺次長	協議第４５号「各種事務事業（都市計画関係）の取扱いについて」、ご説明いたします。 会議資料の３６ページをお開きください。 このことにつきましては、分科会、専門部会及び幹事会で協議調整されたものをご提案するものでございます。 調整方針案は新市都市計画（マスタープラン）については、新市移行後新たに策定する。 都市計画審議会については、東予市の例を基本に調整する。

矢葺次長	国土利用計画（市町村計画）については、新市移行後、あらたに作成する。 以上の調整方針案についてご提案するのでございます。 それでは、会議付属資料でご説明いたします。 会議付属資料 A 3 版（その 6）の 19 ページをお開きください。 新市都市計画（マスタープラン）いわゆる市町村マスタープランでございますが、事務事業の現況のところにお示ししておりますとおり、都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づくマスタープランを東予市は平成 14 年 3 月に策定済でございます。西条市は、策定中ということでございますが、丹原町、小松町は未策定でございます。 このことにつきましては、新市の都市計画の基本構想となるものであることから、策定に当たりましては、新市建設計画及び上位計画となる新市の総合計画、また国土利用計画など諸計画との整合性を図りながら、新市において策定するとした案で、「新市都市計画（マスタープラン）については、新市移行後、新たに策定する。」としております。 次のページをご覧ください。 都市計画審議会でございますが、都市計画審議会は、都市計画行政の円滑な運営を図るため、都市計画法第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づく審議会を 2 市 2 町それぞれに設置しており、目的、概要は、ほぼ同様でございますが、委員構成に差異があり調整する必要がございます。このことについては、市町村都市計画審議会に関する県の考え方による委員構成とした調整方針案で、東予市の例は県の考え方に即したものであることから、「都市計画審議会については、東予市の例を基本に調整する。」としております。

矢葺次長	次のページをお開きください。 国土利用計画（市町村計画）でございますが、国土利用計画については、現況の欄にお示ししておりますとおり、東予市は平成６年度、小松町は平成４年度にそれぞれ策定しており、西条市、丹原町は未策定となっております。国土利用計画は、国土利用計画法に基づいて策定される計画で、国土（市、町土）の利用に関して他の計画の基本となるもので、都道府県計画を基本に、住民の意向を十分反映させた上で、市町村長が案を作成し議会の議決を経て定められます。このことについては、新市においても重要な計画でございますので、調整方針案は「国土利用計画（市町村計画）については、新市以降後、新たに策定する。」としております。 ２２ページには、関係法令を、また２３ページには先例地の事例をお示ししております。ご参照いただきたいと思います。 以上ご説明いたしました。ご協議よろしくお願いいたします。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました協議第４５号につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、ご発言願います。 特段ございませんか。 （「なし」の声あり）
伊藤議長	それでは、協議第４５号「各種事務事業（都市計画関係）の取扱いについて」は、次回合併協議会まで継続協議とさせていただきます。 次に、協議第４６号「各種事務事業（建設事業関係）の取扱いに

伊藤議長	ついて」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。 第1調整班長。
矢葺次長	協議第46号「各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて」 ご説明いたします。 会議資料の37ページをお開きください。 このことにつきましても、分科会、専門部会及び幹事会で協議調整されたものをご提案するものでございます。 調整方針案は、道路の管理等。 1 市道の整備計画については、西条市、東予市、丹原町及び小松町の計画を基本に設定する。 2 道路認定基準については、西条市、東予市の例を基本に調整する。 3 開発道路、指定道路引取りに関する基準については、西条市の例を基本に調整する。 4 道路維持管理事業については、西条市の例により調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 公共用地取得事務。 公共用地取得事務については、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 公共施設(道路・公園・河川等)里親制度。 公共施設(道路・公園・河川等)里親制度については、東予市の例により調整する。 次のページをご覧ください。

矢葺次長	愛媛県がけ崩れ防災対策事業。 愛媛県がけ崩れ防災対策事業の地元負担については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 港湾施設の管理。 港湾施設の管理については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 以上の調整方針案について、ご提案するものでございます。 それでは、会議付属資料でご説明いたします。 会議付属資料、A 3 版の（その 6）の 2 4 ページをお開きください。 このページは、各種事務事業（建設事業関係）の総括表でございまして、左の欄には項目を、右の欄には調整方針案をお示ししております。 調整方針案は、先ほど申し上げましたとおりでございます。 2 5 ページをお開きください。 道路の管理等でございますが、市、町道の整備計画については、現在、各市町で策定しております「道路整備に関するプログラム」を引き継ぐものでございますが、この道路整備に関するプログラムと申しますのは、道路は、都市づくり、まちづくりの根幹となる社会基盤施設であることを踏まえ、計画的、効率的な道路の整備を行うとともに、道路事業の透明性を確保し、また、道路との密接な関連施設の計画的立地誘導を図るために、今後 1 0 年間の完成箇所及び今後 5 年間の着手箇所を明らかにしたものでございます。各市町の平成 1 4 年度整備状況は、資料にお示ししておりますとおりでござ

矢葺次長	います。このことについての調整方針案は、「市道の整備計画については、西条市、東予市、丹原町及び小松町の計画を基本に策定する。」としております。 次のページをご覧ください。 道路認定基準でございますが、資料にお示しのとおり、西条市、東予市については、道路認定基準を設けております。丹原町、小松町は道路認定基準を設けておりませんが、運用により事務を行っており、調整する必要がございます。このことについては、新市としての道路認定基準を設ける必要があることから、道路認定基準については基準を設けております西条市、東予市の例を基本に調整するとした案でございます。 次のページをお開きください。 開発道路、指定道路引取りに関する基準でございますが、都市計画法第29条の規定により開発区域内に設置された道路及び建築基準法第42条第1項第5号の規定により設置された道路の取扱いについては、2市2町それぞれに基準を設けておりますが、内容に一部差異があり調整する必要があります。調整方針案は、「開発道路・指定道路引取りに関する基準については、西条市の例を基本に調整する。」としております。 次のページをご覧ください。 道路維持管理事業でございますが、道路維持管理事業については、資料にお示ししておりますように、2市2町の主要道路の草刈りや路面補修等の取扱いに一部差異があり調整する必要があります。 次に、道路情報モニター制度でございますが、道路情報モニター制度は、道路行政の適正かつ効率的な運用と安全な道路交通を確保

矢葺次長	するため、落石、決壊、雪害等の道路災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、その状況を迅速かつ的確に把握するため設けており、西条市のみで実施しております制度でございます。このことについては、新市においても実施することとして、調整方針案は、「道路維持管理事業については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。」としております。 次のページをご覧ください。 公共用地取得事務でございますが、２市２町では同様の事務を行っておりますが、移転補償金の支払等に、また土地の単価決定方法に違いがあり調整する必要があるございます。調整方針案といたしましては、「公共用地取得事務にいては、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。」としております。 次のページをお開きください。 公共施設（道路・公園・河川等）里親制度でございますが、県事業である道路及び河川の里親制度については、２市２町において取り組まれており差異はございません。市町単独の里親制度としては、東予市のみの取り組みでございます。東予市での取り組み状況は、資料にお示しのとおりでございます。このことについては、新市に引継ぎ、また、この制度を新市に拡大する調整方針案で、公共施設、（道路・公園・河川等）里親制度については、東予市の例により調整する。」としております。 次のページをご覧ください。 愛媛県がけ崩れ防災対策事業でございますが、資料にありますよ

矢葺次長	うに県事業である「愛媛県がけ崩れ防災対策事業」に係る地元負担割合は、西条市は補助事業費の１２.５％、東予市、丹原町では地元負担はございません。小松町は、補助事業費の１５％と差異があり、調整する必要がございます。このことについては、過去に事業実績のある西条市と小松町の例をもとに、負担の公平の観点から調整方針案は、「愛媛県がけ崩れ防災対策事業の地元負担については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。」としております。 次のページをご覧ください。 港湾施設の管理でございますが、愛媛県港湾管理条例に基づき県より委託されているものであり、西条市、東予市の事務でございます。このことについては、新市に引き継ぐものでございますが、資料にお示しのとおり管理体制や事務に違いがあり、調整する必要があります。調整方針案は、「港湾施設の管理については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。」としております。 ３３ページには関係法令を、また、３４ページには先例地の事例をお示ししております。ご参照いただきたいと思います。 以上、ご説明いたしました。ご協議のほどよろしく願いいたします。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました協議第４６号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (「なし」の声あり)

伊藤議長	それでは、協議第４６号「各種事務事業（建設事業関係）の取扱いについて」は、次回の合併協議会まで継続協議とさせていただきます。 さて、ここで、先ほど申しましたように、本日、報告第４２号で新市名候補５候補のご承認をいただいた関係で、追加議案として、「新市の名称について」のご協議をお願いいたしたいと思います。事務局より追加議案をお手元に配付させていただきますので、暫時休憩といたします。 （休 憩）
伊藤議長	再開します。 協議第５号「新市の名称について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
倉田次長	議長。
伊藤議長	総務班長。
倉田次長	それでは、先ほどお手元にご配付を申し上げました会議資料（その２）の１ページをお願いいたします。 協議第５号、継続協議でございますが、「新市の名称について」、提案のご説明をいたします。 この案件につきましては、法定協議会第１回目の会議でご提案をいたしまして、「小委員会を設置して候補を選定し、協議会で協議

倉田次長	する。」でご確認をいただき、小委員会で審議をしまいいりました。 先ほど小委員会の委員長から最終選定の報告がございまして、承認をいただきましたので、小委員会で選定されました５作品の中から協議会におきましてご決定をいただくため、ご提案をするものでございます。 ２ページをお願いいたします。 新市の名称の協議会での決定方法ですが、県内先例地の例をお示しし、決定方法をお決めになるご参考にしていただくためご説明をいたしたいと思います。 資料をご覧いただきたいと思います。 まず、宇摩合併協議会ですが、小委員会を設置し、全国公募を実施、その中から５作品を選定し協議会に報告。協議会では、無記名により、委員１作品を投票して、過半数をとった作品に決定し、過半数の獲得作品がない場合には、上位２作品で決戦投票をすることが協議により決定され、その結果、第１回投票で「四国中央市」に決定されております。 次に、南宇和合併協議会ですが、ここも小委員会を設置し、全国公募を実施、その中から４作品を選定し協議会に報告。協議会では、会長提案により無記名により、委員１作品を投票して、全会一致の場合は、その作品に決定し、全会一致でない場合は、上位２作品で決戦投票することが決定され、その結果、決戦投票となり、「愛南町」に決定されております。 次に、宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会ですが、ここも小委員会を設置し、合併関係市町内公募を実施、その中から３作品を選定し協議会に報告。協議会では、無記名により、委員１作

倉田次長	品を投票して、過半数をとった作品に決定し、過半数を獲得した作品がない場合は、上位 2 作品で決戦投票をすることが協議により決定され、その結果、第 1 回投票で「宇和島市」に決定されております。 次に、東宇和・三瓶町合併協議会ですが、ここも小委員会を設置し、全国公募を実施、その中から 10 作品を選定して協議会に報告。協議会では、無記名により、委員 1 作品を投票して、過半数をとった作品に決定し、過半数を獲得した作品がない場合は、上位 2 作品で決戦投票をすることが協議により決定され、その結果、「西予市」に決定されております。 次に、資料の下の方ですが、今治市・越智郡 11 ヶ町村合併協議会では、小委員会及び公募も行わず、協議会での協議により「今治市」に決定されております。 次に、内子町・五十崎町合併協議会ですが、ここにつきましても小委員会及び公募も行わず、協議会での協議により「内子町」に決定されております。 以上、ご説明いたしました、県内先例地では、新市の名称の決定方法につきましては、投票の方法、又は協議会において協議による決定する方法をとっているようでございます。なお、公募の場合の決定方法につきましては、投票の方法で決められている例が多いようでございます。また、仮に投票の方法としますと、当協議会で定めております会議運営規程では、表決の方法は、全会一致が原則であるが、意見が分かれた場合は、出席委員の 3 分の 2 以上の賛成をもって決するとあります。このような規定は、先ほど申しました各県内の合併協議会の先例地でも同じ規定をされておりますが、名

倉田次長	称の決定につきましては、例外的な取扱いで、協議会でその方法について協議して決めているようでございます。協議会での決定方法の協議のご参考としていただきたいために、先例地の例をご説明申し上げます。 以上で説明を終わります。よろしくご協議をお願いいたします。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げます協議第5号「新市の名称について」につきまして、新市名の決定方法、決定時期につきまして、協議をお願いいたしたいと存じます。 つきましては、本件につき、ご意見等いただきたいと思います。
塩崎委員	議長。
伊藤議長	塩崎委員。
塩崎委員	決定の方法は、別として、きょう本日ここで新市名を決定するように提案をいたします。小委員会において8回も会をせられ、本当に小委員会の方はご苦労なさったと思います。ですから、5つに絞られた新市の名前を、方法は別として、きょう、決定ぜひしていただきたらと思います。 以上です。
伊藤議長	ただいま、時期は本日というご意見がございましたが、はい、どうぞ。

渡部委員	丹原の渡部でございます。投票で決定をしていただけたらと思います。時期は、きょうでも次回でも結構でございます。 以上です。
伊藤議長	時期は本日なりでもオッケーと。投票にという方法についてのご意見がございました。 他にはございませんか。 どうぞ皆さん方、新しい町名を決めようとする、名前を、今この地域が生むとこのひとつの苦しみもありますが、楽しみもある。そのところでどうぞご意見を、ここで活発に出していただきたい、このように思います。
青野委員	はい、議長。
伊藤議長	はい、青野委員。
青野委員	私も、投票の方法で決定をしていただくようお願いをいたします。 以上です。
荃田委員	はい。
伊藤議長	荃田委員。
荃田委員	意見が、きょうと次でもいいという2つの意見があると思うんで

荳田委員	す。
伊藤議長	まだ、次でもいいという意見は出てないんです。いつでもいいという意見はあります。
荳田委員	ああ、そうですか。それだったら、先にやって、きょうやるか、次やるかともう先に決めていただいて、そして、投票だという声がありますから、投票でいいと思います。
伊藤議長	行政の方々、どなたかありませんか。
北野委員	先ほど委員さん、言われましたけれども、小委員会で回数を重ねられて絞り込まれてきたのが先ほど報告がありましたので、できましたら、きょう、この場で投票の方法で、きょう決定をと私は思います。
伊藤議長	女性の方々、どなたかご発言をいただきたいと思いますが、いかがなりや。 はい、玉井委員。
玉井委員	失礼いたします。今まで一般の案件に関しまして提案されて、一度協議して、それを継続して、次回で審議するというのが、今までの基本であったと思います。やはりそれを基本にして、一度ここで皆様持ち帰っていただいて、そして十分考えられて、次回に決定するようにされたらいかがでしょうか。

伊藤議長	本件について、私は、皆さんにご意見求めたい。
徳永（英）委員	はい、議長。
伊藤議長	徳永委員。
徳永（英）委員	今、玉井委員さんの言うたことも一理はあろうかと思うんですが、今までの１回置いて次審議をするということは、すべて事務局案でございました。これは、新市の名称を決める小委員会に付託をされて、小委員会で８回も研究討議をした後、ここへ出しておりますので、再度ということはちょっと当てはまらないのではないだろうか。次に決める、きょう決めるは構いませんが、先ほど言うた意見とはちょっとかけ離れておると私は思うので、できましたら、小委員会の選定を尊重していただいて、できたら、きょう決めていただきたいと思います。 （「異議なし」と呼ぶ者あり）
伊藤議長	それでは、ご意見として、決定の時期、本日、仕様においては投票、ただいまところ圧倒的なご意見であると私は判断をいたします。したがって、本日、その方法をもって決定をいたしたいと思います。ご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）

伊藤議長	それでは、新市の名称を決定することを確認させていただいたわけであります。
倉田次長	議長。
伊藤議長	総務班長。
倉田次長	先ほど、本日決定をすると、方法は投票の方法ということでございますが、投票をして、その決定の方法につきましても、ご協議をいただきたいと思います。と申しますのは、先ほど先例地の例をお示しいたしましたけれども、当協議会の運営規程では、3分の2以上の表決となっておりますが、協議会で協議して決めれば、これは例外的に取り扱うと解釈をしております。先例地でもそのような対応をしております。そういうことで、先例地では、過半数を獲得した候補を決定するというような方法をとっておりますので、その点についても決定方法についてご協議をいただきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。
伊藤議長	ただいま事務局から投票の方法等について説明がありました。本件につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。 どうぞ。
北野委員	先ほど事務局からありましたこの協議会の規約上は3分の2ということでございますけれども、今回の案件につきましては、5つの候補があります。そういうことからいたしまして、先例地に

北野委員	ならって過半数獲得というような方向でお願いをしたいと思います。
伊藤議長	ただいま過半数、2分の1以上をもって決定というご提案がありましたが、本件でご異議ございませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
伊藤議長	では、そのように決定、確認をさせていただきます。ご承認いただけたものといたします。 それでは、投票準備のため、暫時休憩をいたします。 (休 憩)
伊藤議長	それでは、ただいまから投票の方法について、事務局より説明をいたします。 総務班長。
倉田次長	それでは、投開票の方法につきまして、ご説明をいたします。 先ほど決定方法につきましては、投票の方法で過半数を獲得した候補を決定するといいたしましたけれども、この投票の方法につきましては、無記名で、1人1候補を投票し、過半数を獲得した候補に決定することにいたしたいと思います。なお、仮に、先ほどご協議いたしませんでしたが、仮に第1回目投票で過半数獲得候補がない場合は、先例地の例にもならいまして、上位1、2位で決戦投票を行うことといたしたいとご提案を事務局の方でいたしました。

倉田次長	いと思いますので、これにつきましても、あわせてご協議をお願いいたします。 それから、新市名候補選定小委員会からの報告のありました5候補の中から協議会委員全員により、無記名でお1人1候補を記載し、投票いただきたいと思います。 次に、開票の方法ですが、投票された中で、有効票、つまり投票用紙に2作品以上記載されたものや、白紙票、読み取りが困難な票、棄権などは無効票とし、これらを除いた票を有効票として、この票の過半数以上を獲得した候補に決定をいたしたいとこのように考えております。なお、どの候補も過半数を獲得できなかった場合は、先ほど言いましたが、上位1、2位で決戦投票をいたします。この場合には、その際ご説明をいたしますので、省略をさせていただきます。 投開票につきましては、投開票立会人に、西条市の学識経験者委員の塩崎武司様、東予市の学識経験者委員の渡邊良一様、丹原町の学識経験者委員の渡部仁志様、小松町の学識経験者委員の玉井泰三様をお願いしたいと思います。投開票事務につきましては、協議会事務職員が行いたいと思います。なお、開票は、公開で行いたいと思います。 以上でございますので、よろしくご協議をお願いいたします。
伊藤議長	ただいま事務局から投票の方法などについての説明がありました。本件について、ご質問等々ございませんか。 (「異議なし」の声あり)

伊藤議長	異議なしと認めます。 それでは、事務局案のとおりでご承認いただきたい、このように存じます。 それでは、投票に入りたい、このように思います。
真鍋局長	それでは、皆様の方に投票用紙等をお配りいたしますので、しばらくお待ちください。 (投票用紙配付)
倉田次長	お手元に投票用紙を1枚ずつご配付いたしておりますので、ご確認をいただきたいと思います。 恐れ入りますが、先ほど投票立会人に指名されました4名の委員の皆様には、恐れ入りますが、投票用紙をお持ちになられ、全面左側の階段から舞台の方にご移動をお願いいたしたいと思います。
伊藤議長	恐れ入ります。自席で記入の上、投票願います。
倉田次長	投票用紙の配布漏れはございませんでしょうか。 (「なし」の声あり)
倉田次長	それでは、投票箱が空であることの確認をお願いいたします。 (投票箱確認)

倉田次長	委員全員の方に投票用紙が配付されましたので、投票用紙のお手元に同時に配付しております 5 候補名の中から 1 候補を投票用紙に記載いただき、記載が終わりましたら、前の舞台に用意しております投票箱にお 1 人ずつ投票をお願いします。 投票は左側の階段からお上がりいただき、投票を済まされますと、右側の、ちょっと隠れてはおりますが、右側の階段からお降りいただき、自席にお戻りいただきまようお願いいたします。 それでは、投票をよろしくをお願いいたします。 西条市の議長さんの方からお願いします。 （ 投 票 ）
倉田次長	投票漏れはございませんでしょうか。 （「なし」の声あり）
真鍋局長	それでは、投票が終わりましたので、直ちに開票に入りたいと思います 開票を開始してください。 （ 開 票 ）
真鍋局長	投開票は終了いたしました。
伊藤議長	それでは、開票結果をご報告いたします。

伊藤議長	投票総数 29 票。この総数は、本日の出席者数 29 名同数となっております。うち有効投票数 29 票。無効投票数 0 票。 なお、ご参考までに有効投票数の過半数は 15 票となっております。 各候補名の得票数を申し上げます。西条市 23 票、これは漢字、西条市。石鎚市、漢字であります。5 票。ひらがな、いしづち市 0 票。道前市 1 票。ひうち市 0 票。以上のとおりでございます。この結果、西条市が過半数を超えておりますので、新市の名称は西条市で決定をいたしたい、このように思います。 そして、お手元に配付させていただいております会議資料（その 2）の 1 ページに協議第 5 号「新市の名称」につきましては、どうぞ皆さん方、空欄の部分に西条市とご記入をお願いしたいと思います。 さて、協議会委員の皆さんには、本日も長時間にわたりまして、ご熱心なご協議をいただきました。新市名につきましては、委員の方々、それぞれご意見がございましたが、本日、このような形で結果が出たということでご理解賜りたいと思います。 以上で本日の議題はすべて終了いたしました。 委員の皆様のご協力に感謝申し上げます、議長の職を解かせていただきます。どうもありがとうございました。 （拍 手）
真鍋局長	大変長時間にわたりお疲れ様でございました。 それでは、次第の 4 でございます。その他のところでございます

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	が、次回の第１２回の会議の開催日程でございます。平成１５年１０月２４日でございますが、金曜日、午後１時３０分から、場所といたしましては、石鎚山ハイウェイオアシス館　３階大ホールで行いたいと思います。大変お忙しいところ恐縮でございますが、ぜひともご出席のほど、よろしくお願い申し上げます。 それでは、これをもちまして、第１１回会議を終了させていただきたいと思います。 長時間、大変どうもありがとうございました。